

平成20年（2008年）紀北町6月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成20年6月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年6月18日（水）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 平野隆久	13番 島本昌幸
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、11番 入江康仁君より、遅刻との連絡を受けておりますので、報告いたします。

議長

これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

12番 平野 隆久君

13番 島本 昌幸君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る 6 月10日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。

一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の範囲は、町の一般事務について執行機関に対し事務執行状況や将来の方針などについて、事実、または所信を質することができるものであり、町の事務とは関係ないところの国政、県政、他の市町村及び一部事務組合等の事務については質問できないことになっております。

なお、一般質問において、要望やお礼の言葉を述べられる方がありますが、質問であるから、あくまでも質問に徹するべきであります。そのような不適切な発言は十分注意してください。

また、熱心さのあまり無礼な言葉や他人の私生活にわたるような不穏当発言や、議長の許可を得ず不規則発言をされることが度々見受けられます。議場での発言は内容によっては会議規則第54条の規定によりいろいろな制限がありますので、十分注意してくださるようお願いいたします。

執行部におかれましては、資料などは十分に準備していただき、議員の質問に対しての答弁は的確に、また答弁漏れのないようお願い申し上げます。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

なお、質問の方法については、まず最初に登壇し通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、14番 中本衛君の発言を許します。

14番 中本衛議員

皆さんおはようございます。14番 中本衛、平成20年 6 月議会定例会の一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、この度の岩手・宮城内陸地震でお亡くなりになりました皆様のご冥

福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは本題に入らせていただきます。

今世紀は、防災の世紀とも言われています。私はこれまで幾度となく防災関係について、質問をさせていただいていますが、今回も生命と財産を守る防災対策について、学校の耐震化の推進についてと、浸水対策についての質問をさせていただきます。

初めに、学校の耐震化の推進についてでございますが、学校施設は地震等の非常災害時に、児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠であることから、国の指針のもとに本町におかれましても、昨年9月に昭和56年以前に建築された学校施設の耐震診断はすべて終了し耐震補強、または改築等の整備が必要とされるI s値が0.3から0.7の間の学校施設は9棟あり、さらに耐震補強が必要であると考えられるI s値が0.3を下回る学校施設も7棟あります。そのうち国の改築事業の対象となる耐力度4,500点以下の学校施設は10棟となっております。またこのうち今年度は耐力度が2,772点と一番小さい相賀小学校の改築を5年以内をしたいとの考えから、3年以内の早期改築に向け早急な取り組みがなされております。

町長は、今年の3月、子どもたちに安心して教育が受けられる環境整備はもとより、この地域の避難場所になることから、防災面からも住民の皆様の安全を図っていくうえで、相賀小学校の改築を進めてまいります。またほかの学校施設につきましては、来年度以降順次補強工事を進め、安全で安心な学校施設の整備を進めてまいりますと、所信表明されました。

さきの中国四川大地震で多くの学校が倒壊し、多くの児童生徒が生き埋めになり死亡した教員・生徒が全犠牲者の1割を超える被害を出しました。こうしたことを教訓に、このほど学校耐震化を加速させるために、地震防災対策措置法を委員長提案による議員立法で改正されることが与野党で合意され、この6月11日に可決され成立いたしました。この法整備の改正ポイントは次の3点でございます。

まず1点、地震補強事業の国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げる

2、地方交付税措置を拡充する

3、耐震化診断の結果の公表の義務づけ

でございます。今回の地震防災対策特別措置法の改正を受け、早急に学校施設の耐震化を進めるべきと思いますのでお伺いいたします。

この度の法改正では、地震補強事業については補助率が現行の2分の1を3分の2に引き上げられます。またコンクリート強度等の問題により、やむを得ず行う改築事業については、

補助率を現行の3分の1から2分の1になります。さらに元利償還金に対する交付税措置も拡充されるため、国が86.7%負担することになり、実質的な地方負担は13.3%へ大きく減ることになります。

しかし、国庫補助率のさらなる引き上げについては、現行の特措法の嵩上げ規定が平成22年度末までしか規定していないため、3カ年の時限措置とされています。ただし、国庫補助率の嵩上げについての規定は、平成20年度予算から適用されます。このことからしまして、国による財政支援の嵩上げが行われるこの3年間に補強事業と改築事業等具体化し、それに基づいた耐震化年度計画を立て、耐震化の推進を図るべきと思いますので、耐震補強と大規模改修の計画をお伺いいたします。

またそれと、今回の法改正で診断結果の公表が義務づけられましたが、どのような内容で、どのように公表されるのかも伺います。

次に、防災対策について伺いいたします。

当町は、平成16年9月の台風21号に伴う豪雨により、未曾有の大水害に見舞われました。大きな被害も受けました。その後、二度とあのような被害を受けないように、船津川激甚対策工事が堤防の嵩上げや河床の掘削が進んでいます。しかし、工事の概要では台風21号のときのような豪雨になれば、河川からの浸水が防げても谷川の水が溢れ、住宅への浸水が心配なところや、堤防の途切れたところからの浸水もあるのではないかと、前柱区民や汐見区民が不安だと心配しています。次の2カ所について質問いたします。

1点目の前柱地区には2カ所の谷水が前柱池に流れ込むようになっていますが、さきの豪雨のようになったとき、谷水が池に排水しきれずに低いところから浸水し、その量が多くなれば汐見にも流れ込み、浸水の恐れが生じますことから、この場所の浸水を防ぐ対策と今後の取り組みがあれば伺いいたします。

2点目として、汐見では町営住宅のところから小浦に至る、通称赤松の鼻のところですが、ここのところは堤防もなく河川からの浸水が防げるようにはなっていません。町民が安心して暮らせるよう今後どのような浸水防止対策をなされるのか、伺いいたします。演壇での質問を終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

おはようございます。中本議員のご質問にお答えいたします。

さきの中国の四川大地震により被害を受けた学校が、四川省だけで1万3,451校、死亡した教員・生徒が全犠牲者の1割に達する被害が出ております。連日のように、新聞、テレビで放映されております地震の被害状況を目のあたりにいたしますと、心が痛み一刻も早く、被害者の皆さんの生活が安定するよう願っております。また、つい先だって起こりました岩手・宮城内陸地震による被害者に対しまして、お見舞いを申し上げたいと思います。1日も早い回復と生活の平安をお祈り申し上げたいと思います。

このことは、いつ起こってもおかしくない東海、東南海、南海地震により大きな被害が予想される、当地域の住民の皆様の不安が高まっていると、認識いたしております。

議員の質問の中にもございましたが、国においては、公立小中学校の校舎などの耐震化を加速させるため、地方自治体の補強、改築事業に対する国庫補助率の引き上げや、関連予算増額を盛り込んだ、地震防災対策特別措置法が改正され、成立いたしました。

現在、県からの指示がありませんので、詳細につきましては不明確な部分がありますが、こうした国の施策を受けまして、まず大規模な地震により倒壊の恐れがあるとされます、構造耐震指標によるI s値0.3未満の学校施設の耐震化を優先的に行ってまいります。

対象となる学校施設は、相賀小学校、矢口小学校、船津小学校、上里小学校、紀北中学校、赤羽中学校、三船中学校7校のそれぞれの屋内運動場であります。

この内、相賀小学校につきましては、現在改築に向けた作業を進めており、また紀北中学校におきましては、尾鷲高校長島校への移転を視野に入れ検討しております。残りの5校の屋内運動場の耐震化につきましては、今回の地震防災対策特別措置法の改正の方針、県の指示に従いまして耐震化を進めてまいります。

年度計画でございますが、国におきましても公立小中学校の校舎等の耐震化を加速させるべく、予算増額措置が行われたことから、当町におきましても耐震化の方法を含め、早急に全ての学校施設の年度計画を策定してまいります。

また、耐震診断の結果の公表でございますが、すでに各学校側には公表いたしておりますが、今回の地震防災対策特別措置法の改正により、公表が義務づけられることとなりましたので、今後町ホームページ等を活用いたしまして、町民の皆さんに対し公表してまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

私は、子供たちは当町の宝であり、財産であると考えております。この子供たちの尊い命を守ることを、最重点に置き学校の耐震化を進めてまいる所存であります。

次に、2点日の防災対策についてのご質問にお答えします。

前柱区と汐見区間の浸水対策といたしましては、現在、船津川河川激甚災害対策工事において、前柱川の護岸擁壁の嵩上げが施工されています。この工事と船津川の河床掘削によりまして町道沿いの前柱川からの浸水対策が講じられたと考えますが、汐見区住民の皆様がご心配される、前柱区の排水路から汐見区への浸水問題でございますが、対策といたしまして町道汐見線の嵩上げ等の方策がございますが、道路の嵩上げに伴い別の問題、つまり前柱区の浸水ですね、も発生する恐れもございますので、地域の皆様のご意見を十分に聞かせていただいたうえで、検討させていただきたいと考えます。

次に、汐見区と小浦区との間の浸水対策でございますが、汐見区の船津川左岸におきましても、船津川河川激甚災害対策工事によりまして、堤防護岸の嵩上げ約 0.5m、50cmですね。及び護岸堤防の延伸約30mが施工されましたが、議員ご指摘のように汐見区と小浦区の間には護岸堤防が途切れた箇所があり、地震による津波が発生した場合には、船津川河口から遡上した津波がこの部分から汐見区に押し寄せ、大きな浸水被害が発生する恐れがありまして、汐見区の皆様が常に不安感を持たれていることは認識をしております。

このことから、船津川及び白石湖の河川管理者であります三重県尾鷲建設事務所に、この問題の指摘をいたしまして、何らかの津波浸水対策を講じていただくよう要望しているところでございます。尾鷲建設事務所では施行中の船津川河川激甚災害対策事業での対応は困難ではあるが、現在、事業手法等を検討中と伺っています。町といたしましては引き続き県に要望していく考えでございますので、ご理解、ご支援をいただきますようお願いいたします。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

それでは再質問をさせていただきます。

まず、初めの学校耐震化についてでございます。さきほど町長のご答弁でI s値 0.3未満の施設が相賀小学校含め7校あると、その中で紀北中学校は移転の方向で検討していくとございましたが、その残りの相小を除く赤羽中学校、船津小学校、上里小学校、三船中学校、矢口小学校の屋内運動場が、そのさきほど言われました 0.3未満にあたるわけでございますが、これらこの5校の屋内運動場、さきほど私質問でも言いましたが、今回の特措法は3カ年の時限立法でございます。その3カ年の中でこの耐震化を処理できるのかどうか、まずその点を伺っておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

3カ年という大変補助率等も上がってきましたけれども、できるかどうかよく財政のほうとも相談しながら、検討していきたいと思います。前向きにですね、この3カ年以内でできるように考えてまいりたいと思います。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

今、町長前向きに3カ年以内でできるようにというご答弁でございました。私もそのとおりだと思います。ましてや今年度、平成20年度からこの予算措置がされております。当年度においてですね、町長、この今の耐震化のいうたら1校でも進めていく、そういう気持ちはございませんか、お伺いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはですね、まだ6月の時点です。詳細が、国の施策の詳細がわかって、そのような額でですね対応できる、どのような方法でできるということをはっきり見極めてですね、できたらですね対応したいと思います。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

できたら対応したいということですので、まず今年度からでも全力的に前向きに取り組んでいただいて、1校でも早く耐震ができるようにしておきます。

次にですね、この屋内運動場以外にですね、耐力度4,500点以下の改築、もしくは耐震補強が考えられる施設がございます。相賀小学校を除くと、まずはさきほど移転の問題がございました紀北中学校、次には赤羽小学校で赤羽小学校の屋内運動場、西小学校の校舎となっていますが、これらを耐震化の補強としていくのか、大規模改築、改修としていくのか、そこの検討はできていますか、お伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

検討は今後いたしますが、4,500点以下ですね。これについてはこの特措法ですね、地震防災の特措法の中身もよく見て、できるところからやっていきたいと考えてはおりますが、よく検討します。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

よく検討いたします。そういう答弁で通ろうかと思うんですが、今時点ではやはり急がなければならないという方針が、何のためにここ3ヵ年かの時限、措置をとってきたのかを、よくよく心にとめておいていただいてほしいと思うんです。もういつ地震が来るかわからない、ましてや東海地震なんかをですね、ある学者によりますと2007年度がピークであったと、その前後プラスマイナス3年でも起こる可能性があったと、こういう説もございます。

すぐさまその目の前にこういうことが起ころうかという、そういう説もございますので1日も早く、まずその計画きちっときめてですね、今後の方針、その取り組みをまず示すべきであろうかと私思います。そうでなければですね、町民、または児童生徒が安心してその施設で学ぶこともできませんので、極力早くその計画を出していただきたい。その計画はいつごろ出せる予定として考えておりますか、お伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

いつごろと言われるのは、大変厳しいご質問だと思いますけれども、おそらくこの詳しい制度の内容はですね、7月、8月になってくるもんだと思います。つまり、ただ新聞報道だけではちょっとわかりにくいところありまして、県の情報を得たうえですね検討しますが、築後何年とかですね、それからその他の数値ありますね、I s 値とかコンクリート圧縮強度等がありまして、今、一応改築を予定されているのはですね、紀北中学校を除いてですね、東小学校と西小学校がありますけれども、これなんかでも最近の補強技術が相当上がってきておりますので、それも含めたですね検討をしなきゃいかんなど、改築だけではない、国のほうもその辺のところを補強でやれたら補強でやれという、意思ではないかと思っておりますので、今のところはちょっと申し上げにくいところであります。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

それではですね、もう1点、診断結果の公表が義務づけられました。私この施設は改築していく、この施設は今言うたように、言うたら大規模な改修等になるかも知れない。改修等にしていくとかいう、そういう具体的に公表されるのは、これからいろいろ詰めながらやっていくんでしょうが、この公表の内容をどのように、今言うたようにですね、ただ耐震補強にする、改築する、そこら具体的に公表できるのかどうか、お伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

公表はそれは決定されてですね、内部的にできた場合には公表できます。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

いずれにしても1日も早い計画を立て、1日も早く公表でき、生徒児童たちの安全を確保するために、まずこれに早急に取り組んでいただきたい。だから、さきほど申しましたI s 0.3以下の施設を今年度内にも、まず1校からでも補正予算を組んで大至急進められる、このことをまずお伺いしてもよろしいですか、確認します。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員が言われました今年度から始まるんですから、20年度の補正でですね、対応できるのであれば努力をしたいと思います。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

町長の取り組みで学校耐震化については、極力努力をしていただいて、1日も早く進めていただきたいと思います。

次にですね、災害対策についてお伺いいたします。汐見と前柱との間の問題はさきほど地域住民ともいろいろ相談し、今後どのようにすればええのかという答弁もいただきました。

私が演壇で述べたとおりの不安がございますので、その点を十分地域住民と詰めていただきますように。

それとですね、さきほど町長、通称赤松の鼻のことなんですが、堤防がそこで途切れてですね津波浸水の恐れもあると、こういうことでご答弁もいただき、県との協議もしていると、こういうことでした。初めにもう1点だけちょっとお伺いしますが、この紀北町防災マップでですね、津波等の浸水はこれは護岸堤防が、言うたら機能しない場合の数値がここへ出ているわけなんですね、護岸機能が。汐見においても膝上1mぐらい、そういう数値が出ておるわけなんですけども、もうさきほど今私が質問した場所からできね、あれから浸水すればそれどころやなくなります。汐見自身はすり鉢状態になっていましてですね、道路から1m下がっておる地点もございますので、そういう意味ではあの途切れている部分を早急に何らかしないと、安心はできないと思います。

これ今回のこの防災マップによる津波の、言うたら尾鷲湾での高さはどれだけの想定と思って、このシミュレーションをつくったのか、まずそれだけ伺っておきます。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

尾鷲湾ではですね、6.9mの高さをもって計算をしております。以上です。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

尾鷲湾では6.9m、それに伴ってここの引本湾やとかいうところにも、言うたらそういう津波が押し寄せてくるわけでございますが、私が質問しております船津川には、どのぐらいの高さで遡上してくると想定をされていますか、お伺いたします。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

海山区の津波のシミュレーションでございますが、現在、このシミュレーション行っておりません。船津川の水位が一応どれぐらい上がるかという確認はですね、行っておりません。それでですね、津波による汐見町の浸水なんですが、入口のほうでは50cmほど、奥のほうに入りましたとこでは1.2mほど浸水がすると想定されております。以上です。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

今の答弁ではですね、何で、何を基にしてこの防災マップがつくられたのか、津波の高ささえどんだけ入ってくるということも想定されてないわけですね。これではこういうことを町民に説明すれば、何の防災マップやと言われますよ。町長、そうやないですか。それはもうやっぱりそこらはですね、的確に対応できるようにちゃんとした資料、情報等を用いて、つくったものと私はこれ思っております。そういうものがなくなってつくったというのは、こんなもん信頼置けませんよ。これもう一遍つくり直すんですか、お伺いいたします。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

海山町の引本なんですが、3.89m、この基準とかですね、小山で4.54m、こういう数値を基準にこの防災マップはつくられております。以上です。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

それではほかの質疑に進みます。的確な情報を出せるようにですね、もう一遍検討しておいてください。地域住民に聞かれたときに、私たちがどのように答えていいか、これも困ります。尾鷲湾津波防災情報図、進入図というのがあるんですが、それによりますとですね、私さきほど質問しました通称赤松の鼻のところですね、進入時最大流、津波の速さですね、そのものが矢印でもって示されております。こういうことも、こういう資料もございますのでね、これはもう県に聞かれたらわかると思います。

それによりますとですね、その通称赤松の鼻のところではですね、矢印では7.1の速さになっておるんですね。ということは河川から陸上部へもう乗り上げてくる図が矢印で示されております。ここの部分ですね、ちょうどこの部分にあたります。これも大きく拡大すればわかるんですが、パソコンでは拡大すれば見えます。だからそういうところもいちいちそれなりの資料も取り寄せていただいてですね、さきほど町長が言われたように津波等で浸水にならないように、またこの点も県と十二分に協議をしていただいて、住民が安心できる町に進めていただきたい。最終的にはこういうふうを確認しますので、町長再度確認のための

ご答弁をお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のご指摘をしっかりと受け止めましてですね、赤松の鼻の津波浸水、進入についての危機感を再確認をしてですね、県ご当局にお願いを続けます。どうもありがとうございました。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

私、津波のことばかり言いましたが、津波だけではございませんね。例えば、前回のよ
うな大きな豪雨であのような水量が、言うたら川の水量が増して越流したわけでございます。
今回それを越流しないように河床も掘削し、堤防も嵩上げしていただいております。

ですが、今回の嵩上げされた堤防よりも、1 m以下水位が下がったにしても、これでもな
おかつ汐見に水が乗ってくるようになるんです。私自分なりに簡単にメジャーで図っただけ
なんです、それによってももう自ずと浸水してくるようになります。だからそういうこと
も二通り検討していただいて、今後進めていただきますよう。

これで私の質問終わりますので、どうか町民の生命、財産を守る大事な問題ですので、こ
ういう防災マップもあやふやにならないように、しっかりと見定めてまた調査し、報告をい
ただきますようお願い申し上げます。質問とします。終わります。

議長

これで中本衛君の質問を終わります。

次に、7番 玉津充君の発言を許します。

7番 玉津充議員

7番 玉津充、平成20年6月議会の一般質問を行います。

今回は、学校施設の耐震化と、高速道路の休憩施設の2つの課題について伺います。

初めに、学校施設の耐震化についてであります。前者議員と質問事項がダブると思いま
すが、それだけ重要な課題と認識していただきましてご辛抱願います。

昨今、中国四川大地震において、学校施設の倒壊により多くの児童の尊い命が奪われま
した。テレビなどで父兄が行政機関に抗議している姿が報道されております。当町を省みれば、

昨19年度で庁舎関連の耐震補強が完了しましたが、学校施設については相賀小学校の改築に向けて設計が行われているものの、昨年9月議会でいただいた学校施設耐震診断結果表の町民への公表や、耐震必要施設の改善計画が示されておられません。

町長は、9月議会の私の質問に対し、耐震診断結果の公表は学校施設の全体的な整備計画と合わせて町民に周知したい。耐震計画は、現在、耐震診断の結果が出た状況で、この結果も考慮に入れ、学校施設の全体的な整備について検討していると答えられました。あれから9ヵ月が経ちました。どのように進んだのでしょうか。政府は、学校施設の耐震の重要性を認識し、補助金の増額を決定しております。補強における自治体の負担額は1割になったと伝えられています。また耐震診断結果は公表が義務づけられました。これらの動向を勘案し、当町の今後の取り組みについて3つのことをお伺いします。

1つ目に、耐震診断結果の公表についてですが、学校施設耐震診断結果表の全48施設について、補強工事がすでに完了しているもの、改築や補強が必要なもの、必要ないものの全体像を施設名を明らかにして、早急に公表すべきであると思いますが、町長の考えを再度お伺いします。

2つ目に、耐震化の計画についてであります。どのような方法で、いつまでに、どの設備を、どのような予算でやるのかなどの具体的な実行計画が必要だと思っておりますが、町長の考えを伺います。

3つ目に、相賀小学校の改築設計の取り組みについてであります。設計料は今年度当初予算に計上されましたが、設計業務に詳しい人たちの意見を総合しますと、基本構想や基本計画はPTA、地域代表者、町内外の有識者、学校職員等で編成された委員会で、1年ぐらいかけて策定すべきであるとの意見でありました。基本構想や基本計画の内容をお聞かせいただくとともに、それぞれの策定経過とメンバーについてもお聞かせください。

また、設計会社を選定すると伺っていますが、学校や公民館、図書館、福祉施設など、さまざまな人たちが利用する公共施設は、プロポーザルで建築家や設計家チームを選定し、ワークショップで設計を進めていくのが、最適であると言われております。同時にプロポーザルの提出書類作成には経費が少なく済み、建築家や小規模設計会社も参加しやすいと言われております。今回、なぜコンペを採用されたのか。それと町内の設計会社や建築家が指名されなかったと伺っております。その理由についてもお聞かせください。

次に、高速道路の休憩施設、以下パーキングエリアと言います。これについてであります。三浦地区に建設が予定されているパーキングエリアで、昨年12月議会の私の質問で、町

の取り組みとして、町民や団体から意見も出ているので、何らかの検討委員会的な組織を考
えており、委員の選定を進めているとの答弁をいただきましたが、その後どのように進めて
いるのか、次の要点についてお伺いします。

1. 国交省が考えている施設の概要について、わかっている範囲でご説明願いたい。
2. 当町の現況の取り組みについて、聞かせていただきたい。
3. 先行する大台町の施設について、把握していることを聞かせていただきたい。
4. 今後の進め方について、町が求める将来像などがあれば聞かせていただきたい。

以上です。次の質問については、自席にて行います。

議長

町長。

奥山始郎町長

玉津議員のご質問にお答えいたします。

学校施設耐震診断結果の公表についてと、耐震化計画についてでございますが、地震防災
対策特別措置法の改正の詳しい内容につきましては、県からの詳細な説明を受けたいと考
えておりますが、今回の改正の趣旨は、大規模な地震により倒壊等の危険が高い公立学校施設
の耐震化の推進、また耐震診断の実施と結果の公表を義務づけることによる、一層の耐震化
の加速であると理解しておりますので、今後、耐震化を計画的に実施してまいります。

耐震診断の結果の公表では、すでに各学校側には公表いたしておりますが、今回の地震防
災対策特別措置法の改正により、公表が義務づけられることとなりましたので、今後、町ホ
ームページ等を活用いたしまして、公表してまいります。

耐震化計画につきましては、まず大規模な地震により倒壊の恐れがあるとされます、構造
耐震指標による I s 値 0.3未満の学校施設7校の屋内運動場から耐震化を進めてまいります。

このうち相賀小学校につきましては、改築による耐震化、また紀北中学校につきましては、
尾鷲高校長島校への移転を検討しております。残りの5校の屋内運動場の耐震化につきまし
ても、今回の地震防災対策特別措置法の改正の方針、県の指示に従いまして耐震化を進めて
まいります。

年度計画でございますが、国におきましても公立小中学校の校舎等の耐震化を加速させる
べく、予算増額措置が行われたことから、当町におきましても耐震化の方法を含め、早急
にすべての学校施設の年度計画を策定してまいります。

次に、相賀小学校の改築の進捗状況についてご説明いたします。4月に相賀小学校校長と

の打ち合わせを行い、教員の方々と保護者の皆様からの要望の取りまとめをお願いいたしました。5月13日には、相賀小学校PTA総会に担当課職員が出席いたしまして、保護者の方々から直接ご意見を伺うとともに、校舎改築に対してのご理解とご協力をお願いいたしました。また5月16日には、第1回相賀小学校建設検討委員会を開催いたしました。会議には学校関係者をはじめ、PTA関係者、地域代表者、教育関係者等11名のご出席をいただき、改築に向けた設計条件等をご審議いただきました。

検討委員会では、基本構想や基本計画となる改築計画概要書や、相賀小学校経営方針、施設整備指針等構想を盛り込んだ競技要領書についてもご審議いただき、ご承認をいただいております。

設計についてでございますが、相賀小学校の改築にあたりましては、指名型の設計競技方式でありますコンペ方式で実施をいたします。コンペ方式の採用にあたりましては、複数の設計業者から提案を受けることにより、幅広い選択が可能となる点や、明確な設計条件のもと、業者間の競争を促すことで最適な設計を選択できるものと考えております。

指名の審査にあたりましては、今回の設計業務規模や、自社ですべての業務をこなす設計案を提出するという、コンペ方式の意図などを総合的に判断いたしまして決定いたしております。

また、設計業者の選定にあたりましては、紀北町工事請負人指名審査会におきまして、12社を選定いたしました。

今後の予定でございますが、7月中に設計案の提出を締め切りまして、8月末までに設計業者の決定を行いたいと思いますので、よろしく願います。

次に、高速道路の休憩施設についてのご質問にお答えします。

まず、最初のご質問である国土交通省が考えている施設の概要についてでございますが、候補地となっている三浦地内の休憩施設に予定されている施設は、駐車場・トイレ・道路情報を検討とお聞きしております。

次に、当町の取り組み状況についてでございますが、これまで担当課を中心に交通量などの基礎資料の収集や類似施設の研究等を進めてまいりました。また、大台町・南伊勢町・大紀町及び東紀州の2市3町の南三重8市町と、三重県、東紀州観光まちづくり公社、国土交通省、中日本高速道路株式会社が連携して検討をいただいております。その中でも類似施設の視察や調査及び休憩施設の整備について、要望活動等を行っているところであります。

さて、議員から以前に質問いただきました、検討委員会的な組織についてでございますが、

ご参加をいただく委員につきまして、いろいろ検討をした結果、当面は、候補地となった三浦地内の休憩施設に付帯して何を整備すべきかについて、町としての全体構想を取りまとめるため、町内の各種団体からご意見をいただくものとし、商工、観光団体を中心に、水産、農業、林業、自治会、国際交流団体及び女性の団体などに、この検討会へのご協力をお願いを始めたところであります。

次に、先行する大台町の施設についてであります。大台町地内の休憩施設につきましては、中日本高速道路株式会社が駐車場・トイレ・道路情報と合わせて、大台町、大紀町を中心として要望を行った地域の情報発信と、物産の販売を行う施設等を併設したものを上下線にそれぞれ整備をされると聞いており、施設全体の設計を始めているようであります。また、この休憩施設における南三重の広域的な情報提供の方法につきましても、8市町で協議を進めております。

一方、本町三浦地内の休憩施設の整備は、中日本高速道路株式会社の整備区間である大台町の休憩施設とは異なり、国土交通省の整備区間でありますので、さきに申し上げました、駐車場・トイレ・道路情報の検討はされておりますが、例えば国土交通省の了解を得て、これらの施設に付帯し、町民から要望のあります、物産販売施設等を整備することとした場合は、町または参画団体等が自らの費用で施設を整備し管理運営することとなりますので、交通量や休憩施設への立ち寄り率などの推定を基に、自治体の費用負担や将来の維持管理費等につきましても十分検討する必要があるものと考えております。

次に、今後の進め方についてであります。休憩施設の検討会にて住民の皆様から意見をちょうだいして、町としての考えをとりまとめ、その後、議員の皆様のご意見も賜りたいと考えております。

また、これらに合わせまして、南三重の市町の皆様のお力もいただきながら、三浦地内の休憩施設の整備を国土交通省などの関係機関に引き続き働きかけていきたいと考えております。以上です。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

耐震診断結果の公表と、耐震化の計画についてであります。町長この2点ですね、同時に公表をしていただけるのかどうか。それから時期が前者議員も尋ねてましたけど、時期がいつかということが言い切れるのかどうか。それから公表について、町長はホームページ等

でというふうに言われたんですが、それだとちょっと周知が不徹底になるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

耐震診断結果の公表の時期と、それから耐震化計画の発表は同時にではないと思います。計画はもっとズレてくると思います。これは大きな問題です。

それから、ホームページだけでは徹底されないのではないかというご質問、ご提案ですが、その他のことも考えながら、皆様にこう行き渡るように考えてまいります。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それでは、住民が非常に不安に思っておりますので、早急にですね、それはお願いしていただくということで。

あとですね、相賀小学校の設計の取り組みについてなんですが、私の質問に対して町長は適切に答えられてないと思うんですよ。というのは基本構想やですね、基本計画、こういう方法でやっておるよという話を聞きましたが、私の質問の内容はですね、その内容を明らかにしてくれということなんで、その辺回答になってないと思うんで、もう一度よろしく願いします。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

さきほどの玉津議員のご質問にお答えします。この基本構想と基本計画についてのご質問でございますけれども、この構想につきましては相賀小学校の経営方針ですね、それと施設整備指針と構想等を盛り込んだ競技要領書というのを作成しております。その中に示されておりまして、また、基本計画につきましては設計条件、設計計画概要書として策定しております。以上でございます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

もうその内容は明らかになっておるわけですね。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

はい、なっております。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それではのちほどでも結構なんで、その内容を、わかるものをいただけますか。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

わかりました。資料で提出させていただきます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それからですね、町内の設計会社や建築会社が指名されなかった。これ多分ですね、指名に加えてくれという要望があったと思うんですが、その理由についても、私、今の町長のご説明ではちょっと理解できなかつたんで、もう少し詳しく答弁願いたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

この設計の金額のスケールからいきますと、総合的に設計をしていただくことが望ましいと考えておまして、自社ですべての業務をこなし、設計案を提出するというコンペ方式という意図から、協同企業体での参加は認めないということでございます。

また、地元業者単体では1級建築士5名の基準を満たすことはできないので、これに参加することができなかったということでございます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

そういうですね、ことになったのはコンペ方式を採用されたということが根底にあると思うんですが、今後のこともあるので、町長に質問したいんですが、当町のこういう小学校の改築というような場ですね、その町内の業者の活躍する場をつくったりですね、育成するそのチャンスだと思うんですね。その辺について町長の思いをお聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員がそのようにご指摘をするのは、よく理解することができます。ですので、今回はこのようなことになったわけですけども、今後、どうすれば町内の業者さんもですね、参加することができるのか、よく検討してまいりたいと思います。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それでは、高速道路の休憩施設の質問に移ります。

まず、パーキングエリア、現在ですね、国交省の施設しか計画されていないと思うんですが、これに物販施設等加味して、サービスエリアという格好にするにはですね、町の支出になると、町の費用の支出になると、物販施設の、中日本がやる施設をいわゆる建てて、その借りるのか、町がその支出になるのか、その辺のことをですね、教えていただきたいです。

議長

町長。

奥山始郎町長

中日本、この大台大宮間の中日本が施設をつくる場合と、新直轄でやる国土交通省がやっているこの紀伊長島インターから熊野までの高速道路とは違いますんで、その中での違いがご理解はいただけるとは思いますが、すべて町が用意を、土地とか物販施設等用意して、町民の皆様関係者に使っていただくというようなことは考えておりません。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

いわゆる町の支出となるということで、理解してよろしいかと思うんですが。このパーキングエリアですね、海の近くにできるということで、それですと高速道路走ってきて、初

めに海が見えるということになるかと思うんで、物販施設にするにしても、当町をPRするにしても、海を見せることが重要になってくると思うんですが、その国交省の施設に海が見えるその工夫等の必要があると思うんですが、その辺町長のお考えはいかがでしょう。

議長

町長。

奥山始郎町長

こういうPAとかSAについては、海が見えることが大変いい条件になると考えておりました。しかし、設計の段階です、それは高速道路の本体と照らし合わせてみると、山等の地形がありまして、海が見えないということがわかりました。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

工夫をすればですね、海が、今の設計のままだと海が見えないけど、何らかの工夫をすれば海が見えるようになろうと思うんですが、是非そうしたいというような、町としてのお気持ちはありませんか。

議長

町長。

奥山始郎町長

高速道路の高さはこれは変えられんと思います。それは国土交通省が決めますから。それで今、私が申し上げたのは、そのレベルからこう山が海が見える視界を塞いでおります。ただそれを海が見えるようにしようとすればですね、もし建物を建てるのであれば高く建てて海が見えるまで上げるか、山を切らしていただくかということになりますんで、大きな費用がかかると思いますんで、現在のところは考えておりません。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

是非、国交省の施設の中にそういう工夫ができないかなと思うわけですが。

次にいきます。直轄事業ということで、これのメリットを生かしてですね、当パーキングエリアと国道42号線との接合を図って、パーキングエリアへの乗り入れを、乗り降りを可能にすべきだと思うんですね。

それで、それによって観光資源である当町の海や、そして世界遺産の熊野古道への集客交流、並びに地域の防災にも効果があると思うんですが、そのためには工事用道路を残して、町道として使用すべきであると考えておりますが、町長の考えはいかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のご指摘のとおりですね、42号からですね高速道路へつなぐということは、地元の方々の要望でもあります。ですから、今後の展開の中で我々もそのような機能的になる道路ができないかどうか、それを利用することができるかどうか、よく考えて要望したいと思います。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

三浦からですね、玉津浦に県道がつながってしまっていて、現在大型ダンプが出入りしています。この道ですね、紀伊長島区の三浦から玉津浦を経て、海山区の大白まで自動車道で結ぶと、これがですね第1回の紀北町長選挙での奥山町長の公約の1つであったというふうに聞くんですが、事実でしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのとおりでありまして、忘れてはおりません。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

先日、町村議長会から出されている県道へのはですね、国・県への要望で42号線のバイパスという形で出ておったのが、その件でございましょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

お待たせしてすみません。議長会のはですね、三重県町村議会議長会の国・県に対する要望

事項の中で、平成21年度ですね、要望骨子案の中で13番目に書かれております。これがその道路に適合します、該当します。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

その玉津浦からですね、今も玉津浦まで道路が通っておりまして、玉津倉庫から大白まで紀北町の地図で直線距離で結びますと、約 1.5kmあります。これがパーキングエリアとつながりますと、素晴らしい構想だと思うわけです。紀伊長島インターから魚まちや海野、古里、道瀬、豊浦、そして三浦パーキングへ、またその逆もあると思います。それから三浦から玉津浦、大白、矢口、島勝、引本、白石湖、そして海山インターへと、紀北町の海岸集客交流ラインがつながると思います。日本一の紀北町、里海めぐりハイウェイオアシスというような名を打ってですね、進めてはどうでしょうか。町長の考えをお伺いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃったように、いろんなその道路からですね、派生してくる魅力というものが出てくるものと認識しておりまして、機会があればですね、またある場合に、それを県当局に要望をしていくつもりであります。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

あとですね、何をこのパーキングエリアに整備するかということについて、各種団体からのその意見を求める形で、検討委員会的なもので検討していきたいというお言葉をいただいたんですが、昨年度ですね、当町この観光振興プランというのをつくられております。私これをですね読みますと、この中にですね、当町の観光振興の進め方の指針が示されておるといふふうに思います。

したがって、この内容をですね委員の方々に熟知していただいて、これを基本にですね、進めるといいというふうに私は思いました。町長の考えいかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

せっかく予算を認めていただいでですね、策定したものですから、これを十分活用したいと思っております。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

最後の質問になります。大瀬川沿いにですね、工事用の道路の取り付けが進んでおります。これはこのパーキングエリアの関係もあるわけです。大瀬川はですね、先日私も見に行ってきました、地区の方ともですね、お話を聞いてきたんですが、河床に砂利が相当堆積しております。これ素人の私が見てもそういうふうに見えました。そして地区の人たちがですね、非常に心配しております。ましてやパーキングエリアの埋め立てによってですね、農地や里山がなくなるわけです。保水力の低下に対しまして遊水池を設置するとのことでありましたが、肝心の大瀬川ですね河床が異常な状態では話にならないと思うんです。万全な措置を講ずるべきでありますし、工事用の重機が出入りするこの機会に河床掘削をすると、経済的にも好都合だと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

大瀬川につきましては、今、指摘を受けたことをですね、今もう一度よく見ます。現場を見ます。見たうえでですね部局、県当局にですね要望をさせて、必要があればさせていただきます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

是非、そうしていただきたいと思います。要望になるということでもずいんですが、このパーキングエリア、私やっぱり海が見えることが非常に大切やと思うんです、何とかして国交省並びにその簡易的な方法というか、何かの工夫を凝らしてやはり海を見せたいなという思いを伝えまして、質問終わらせさせていただきます。

議長

これで、玉津充君の質問を終わります。

議長

ここで11時まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 45分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

議長

次に、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

10番 岩見雅夫議員

おはようございます。今回の一般質問にあたりまして、初めに岩手・宮城内陸地震の被災者の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

この件にも関連しまして、1つは学校耐震化を急げという問題、2つ目は、有限会社浜千鳥りサイクル損害賠償請求事件の経過についての2点について、質問をさせていただきます。

まず、初めに通告順に学校耐震化の問題から質問をいたします。タイトルに特に学校耐震化を急げという表現をさせていただきました。それほど今、この問題は緊急を要する課題であるというふうに考えております。中国の四川大地震は、その規模の大きさと甚大な被害で隣の私たち地震国の日本におきましても大きな衝撃を受けております。

中でも学校や子どもたちの犠牲が非常に大きかったということが注目をされております。報道によりますと、この四川大地震で被災した学校は、四川省だけで1万3,451校、そして死亡した児童や生徒、教諭も合わせますと6,581人、行方不明者は1,274人、生き埋めにな

っている人は 1,107人、合計で 8,962人と言われております。これはいずれも全体の死者や行方不明者の 1 割強に達すると言われる大変な状態であります。

この中国四川大地震で改めて学校の耐震化がクローズアップされまして、日本は大丈夫か、こういう声が挙がっております。この学校の耐震化の問題は、待ったなしの課題だと思います。2004年の中国地震、さらに昨年 7 月の中国沖地震と二度の大地震に直撃されました新潟県の長岡市におきましては、学校耐震化の問題が大きな問題になっております。2004年の中国地震で中学校校舎 2 棟が全半壊したと言われております。さらに昨年 7 月の中国沖地震は、たまたま発生が休日だったために辛うじて子どもの被害は免れたものの、校舎は使えなくなっている。このようにと言われております。

このように学校耐震化は待ったなしの課題であり、しかも自治体だけでは耐震補強工事を行うのは非常に厳しい。国は補助を拡充すべきだという声が一斉に高まっているのが、現在の状況だと思います。さきほど発生しました岩手・宮城内陸の地震も、この例外ではありませんでした。14日、午後 1 時までの文部科学省のまとめによりましても、岩手、宮城、秋田、山形の 4 県だけで学校施設 75カ所に被害が出ているというふうに報道をされております。

省みまして、この東海、東南海、南海の 3 大地震がいつ起きてもおかしくないと言われてこの当地域におきましては、特にこの学校耐震化の問題が必要が高いのではないかと考えます。

ところで、国の予算の状況はどうかと言いますと、本日、グラフの資料をですね配布させていただきましたけれども、国の予算は削減の一途をたどっております。耐震未診断、さらに未実施が 4 割もあると言われていた状況であります。学校の耐震化の問題は子どもたちの命と安全にかかわる問題なのに、耐震診断未実施と耐震化工事の未実施を合わせると、4 割を超えるという実態、これは非常に深刻な状況ではないかと考えます。文部科学省の昨年 4 月 1 日現在の調査でも、公立小中学校校舎や体育館の中で、これは全国で約 13 万棟あると言われておりますけれども、耐震性があるものは 58.6%で 7 万 5,923棟、さらに耐震性がないのに工事が未実施であるというものが 34.8%、4 万 5,041棟、耐震診断さえ未実施というのが 6.6%で 8,595棟というふうに報告をされております。これは文部科学省の調査であります。

そこで、具体的な質問をいたしますが、紀北町内のすべての学校の耐震化は、緊急かつ必須の課題だと考えますが、この耐震診断の実施状況について答弁を求めます。特に診断実施と未実施の学校数についてお願いをいたします。

それから、続いて耐震化工事の現在の計画について、明らかにされたいと思います。前者議員のほうからも同趣旨の質問がありまして、答弁がなされておりますが、なるべく重複しない形でご答弁をお願いしたいと思います。

さらに、質問の第2としまして、耐震化は地方自治体だけでは非常に厳しい。これは共通の認識であります。予算の増額にしても、また補助率の向上にしても国に対して強く要請する必要がありますと思いますが、このような取り組みはどうされているのか、この点について教育長並びに予算関係については、特に町長の答弁を求めたいと思います。

続きまして、現在の国の状況を申し上げますと、学校耐震化法がいよいよ衆議院本会議で可決、成立をいたしました。そして参議院本会議に送付されまして、ここでも全会一致で可決をしております。日本共産党、自民党、公明党、民主党、社民党の5党の共同提案によって、学校耐震化法案が6月6日に衆議院本会議で可決をされ、さらに参議院本会議でも11日に全会一致で可決、成立をいたしました。この紀北町議会の定例会で一般質問の通告を行いましてから、本日質問に立つまでにすでにこの法案が成立した、このこと自体が学校耐震化を促進する事業がいかに緊急の課題であるかということ、物語っているのではないのでしょうか。

法案の成立によりまして、市町が行う公立学校施設の耐震化事業につきましては、耐震補強への国庫補助率を現行2分の1から3分の2に引き上げ、さらに改築への国庫補助率を、現行3分の1から2分の1にそれぞれ引き上げることが決定をしております。

そして、さきほども前者議員のほうから報告がありましたけれども、この対象は震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いとされているI s値構造耐震指標ですけれども、これの0.3未満の建物、全国で約1万棟と言われておりますけれども、これが対象になるものであります。引き上げの期間は2010年度までの3カ年となっております。

このことによりまして、今回の学校耐震化促進法の成立によって、耐震化促進の動きは大きく前進したと思います。町としても改めて計画の見直し、促進を図ることが求められております。この耐震化促進法の成立に対する見解と、今後の耐震化促進の決意について教育長並びに町長の答弁を求めるものであります。

2番目は、有限会社浜千鳥リサイクル損害賠償請求事件の経過について質問をいたします。

本訴訟にかかる訴訟救助付与申立事件について、すでに報告のとおり4月30日、津地裁が本件申立を却下することを決定をいたしました。訴訟の前哨戦ともいえる第一審訴訟手続において却下の裁判所の決定が下されたのであります。

今回の損害賠償請求事件は、事の重大性にもかかわらず、まだ現在、訴状の送達さえ行われていないために、町民の皆さんにはその成り行きが不透明なまま推移をしております。それだけに町政の主人公でもある町民の目線で、今この事実を説明をして、町民に明らかにすることが重要であると考えます。

それでは、この訴訟上の救助、救助の付与申立というのは、どのようなことであったのか、このことを私なりに法体系によって一応説明をしてみました。民事法によりますと第3章に民事訴訟手続というのが大きく出ております。そしてそのうちに民事訴訟法が定められております。第4章訴訟費用、この第3節の訴訟上の救助というところに、救助の付与という条項がありまして、第82条ですけれども、これに基づいてこの訴訟救助付与の申立が行われました。

問題はその後なんですけれども、法によりますと第一審の訴訟手続という条文が、題名が出ております。この中に訴えの提起の方式があり、いわゆる手数料の額の問題も明示されることになっております。問題の核心部分は裁判長の訴状審査権の問題であります。この第一審訴訟手続の中の第137条に、訴状が第133条第2項の規定に反する場合には、裁判長は云々というのがありまして、不備を補正することを命じなければならない。民事訴訟費用に関する費用の規定に従い、訴えの提起の手数を納付しない場合も同様とするという条文があります。

そして、この137条の第2項が非常に大事な点ではないかというふうに考えておりますが、前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は命令で訴状を却下しなければならないと定めております。この2項で却下しなければならないと、裁判長の訴状審査権を強く明示しているのが、重要ではないかというふうに私は考えます。

以上のように、この今回の取扱措置は法の定めるところにより、明確な決定が下されたものであると考えております。

訴訟救助申立事件として扱われていく事件であり、これに対して裁判所の決定が明確に出された以上、事実の経過として、まず町民の皆様はこの点を明らかにするべきである。お知らせをすべきであると考えますが、この点についての町長の答弁を求めまして、私の演壇からの第1回の質問を終わらせていただきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

岩見議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、今回の四川大地震の被害状況を目の当りにいたしますと、学校施設の耐震化は、早急に進めていかなければいけないと考えております。ご存知のように、県下では当町を含めこの地域は耐震率が低い状況であります。子供たちが1日の大半を過ごす学校の耐震化を進めることで、子供たちの安全を図り、安心して教育が受けられる環境を整えなければいけないと認識いたしております。

学校施設の耐震診断の状況でございますが、すべての学校施設の耐震診断は、終了いたしております。今後の耐震化計画でございますが、地震防災対策特別措置法の改正の詳しい内容につきましては、県からの詳細な説明を受けたいと考えておりますが、今回の改正の趣旨は、大規模な地震により倒壊等の危険が高い公立学校施設の一層の耐震化の加速であると理解しておりますので、今後耐震化を計画的に実施してまいります。

今回の法改正を受けまして、早期の耐震化を進めるべく計画の検討に入ります。国に対しましては、耐震化に伴う国庫補助金の嵩上げや、補助対象建築単価のアップなどを要望してまいりましたが、今後も更なる補助基準の見直しや、関連法案の継続による地方自治体への支援を要望してまいります。今回の地震防災対策特別措置法の改正によりまして、地方自治体の負担が軽減されたことで、当町におきましても早急に耐震化を進めてまいります。

地震による学校倒壊で、一人でも子どもの命が失うことがないように、対策を講じてまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、浜千鳥リサイクル損害賠償請求事件の経過について、お答えいたします。

町民への公開についてでございますが、岩見議員がおっしゃったとおり、有限会社浜千鳥リサイクルが申し立てしております訴訟上の救助申立については、平成20年4月30日、津地裁におきまして、本件申立を却下する旨の決定が下されました。

しかし、浜千鳥リサイクルが平成20年5月9日に、即時抗告を申立ていることから、現在、名古屋高裁におきまして審査が進められていることと思われまます。私といたしましては、訴訟上の救助申立については、損害賠償請求事件と一連のものと考えておりますので、即時抗告した事件が決着した時点で、町民の皆さんに周知したほうがよく理解していただけたと思います。

したがいまして、名古屋高裁の決定が出され、津地裁において損害賠償請求事件の訴状が受理された時点で、その内容を含めて町民の皆様にお知らせいたしたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。以上です。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

耐震化の問題についてですね、少し突っ込んでお聞きをしたいと思います。

今回の耐震化促進法の制定によりまして、さきほどの前者の質問の中でも明らかにされましたが、今度の法改正の基本点、3つの柱になっておりますけれども、その中に今回の耐震診断実施と結果の公表をですね、義務づけるという項目があるんですが、ただいまの町長答弁によりますと診断は終了していると、本日、資料配布を要請しましたところですね、色分けした非常に明解な診断結果の状況が出されております。

今後、この耐震強化のですね数値目標、これも含めてさらに改善が図られると思いますが、今後のですね、計画については現在のところ教育委員会のほうでもですね、まだ定かではないということでしたが、どういう形ですね、町当局との協議、あるいは教育委員会の方針が出されてくるのか、その点についてのですね今後の見通しについて、お伺いしたいと思います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

町長がですね、前者議員に対する答弁とちょっと重なるかもわかりませんが、まずですね、紀北中学校、それから相賀小学校、この2つ学校につきましては、特に相小につきましては論議されましたとおり、設計のほう認めていただいて来年度から、紀北中につきましては尾鷲高校長島校の移転ということも含めまして、この2校についてはですね、ここ2、3年のうちに実現を図りたい。

それから、そのあとですね東小、あるいは西小といった、その表にあります改築が必要であると、現時点で判断をしてきました学校等につきましては、今回の新しいですね、この対応の特別時限立法が出ましたので、この法の趣旨も十分これから研究いたしまして、またこれについての県教委の説明がなされておられませんので、よく聞いたうえでですね、もう一度この2校以外の学校については検討し直したい。そして従来のこの計画よりも早める形で、この耐震のですね、この調査によって出された問題については対応していきたい。

この立法について我々はですね、県教委から近いうちに説明を受けるとお思いますので、それを受けたうえでですね、また詳しくこれを分析してですね、またこの調査結果も分析いた

しまして、これに取り組んでいきたいと思いますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

要するにもう少し早めたい、全体的に早めたいということで、町長部局と話を詰めていきたいと思っております。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

今回の法律ですね、一応期限は3年間というふうになっておるんですが、本当にですね、その時点で時限立法として終了するのかどうかは、今のところまだ定かではないし、当然、この趣旨からいってですね、年限につきましては今後の大きな課題だと思います。

今の教育長のお話でですね、全体的に早めたいということで、それはそのとおりだと思いますけれども、相小、紀北中等についてですね、2、3年以内というふうに言われましたけれども、これは今回の引き上げ期間、補助率の引き上げ期間等ですね、2010年度までという形になっておりますので、むしろその限りではですね、この2、3年以内というよりもっとですね早く、さきほどの前者の質問のなかで補正予算によるですね、検討も触れられましたけれども、そういった点も十分考慮に入れてですね、一層促進をするということですね、是非考えるべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長

町長。

奥山始郎町長

前者の議員の質問についてもお答えさせていただいたようにですね、その今回の法改正の内容をしっかりと県当局に伺いまして、その結果、よく、教育長も話したようにですね、答弁したように早めるためにですね、できたらいろんな条件が整ってきたら補正もお願いしなければならぬと思っております。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

今後の取り組みについてはですね、これは今後予算増額、あるいは国へのですね要請のことも関連するわけなんですけど、県のほうの説明を得てということがよく言われますけれども、むしろ我々の地域はですね、県庁所在地より、より南部にあります。したがって、さきほど

も指摘しましたようにですね、この3大地震起きた場合の影響はですね、より憂慮される地域であるということで、県よりもですね、やはりそういった危険地域に所在する自治体としては、もっと深刻にですね、これを受け止めて、その対策を今回の促進法に乗じてですね、一層強めることが大事ではないかと思うんです。

よく高速道路等についてはですね、推進連盟とかいろんな連絡会議が開かれますけれども、むしろこのようなですね、この耐震化促進の問題こそですね関連自治体が力を合わせて、国へのですね要請行動を組織すべきではないか、県からの説明待ちにならずにですね、独自の計画や方針を示して、県や国を督励すると、要請するという方向にですね、是非持っていきたいと思いますが、その点についての考え方をですね、町長からもお聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

これまでの学校関係の設備整備につきましては、ずっと要望してきております。結果、このような法改正が出てきたわけなんで、大変歓迎をいたしておりますけれども、南三重としては整備率が低いというふうな認識でありますので、どのようなところからそれを連盟の、議員がおっしゃったような連盟の組織ができるかどうかわかりませんが、そのような話があれば考えてまいりたいと思っております。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それでは、2点目のですね、損害賠償請求事件のほうに移ります。今回の問題について、あえて私はいろいろ法律の条文について触れさせていただきましたけれども、この結果につきましてはですね、議会の全員協議会や行政報告の中でも知らされております。特にこの法律のですね、法律に基づく裁判所の決定について、この重要点についてはですね、少なくともやはり行政も議会もですね、共通の認識に立っておくということが、非常に重要ではないかというふうに考えまして、さきほどのようなですね質問をしたわけです。

町長は、この町民へのお知らせについてはですね、訴状の送達にこだわっております。しかし、この訴状の送達の問題もですね、さきほどの訴訟手続の中の条項に謳われていることなんですけれども、今回の救助の申立についてはですね、1つの事件として取り扱われました。民事訴訟手続や民事訴訟法の法の定めに従ってですね、裁判所が決定を下したものだという

ふうと言えるわけです。

したがって、非常に前哨戦とはいえ重い決定でありまして、しかも裁判の進行状況から言えばですね津地裁の決定があって、今、津地裁を離れて名古屋の高裁のほうに移っております。即時抗告ということで。したがって、当然1つのけじめとしてもですね、今回の状況について説明してですね、何ら不足はないものと考えますが、この点についてですね、やはり町民が非常に心配をしている事件でもあり、町民の皆さんへの説明はですね、1つのけじめとしても検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

津地裁の決定が出ました。その結果、即時抗告をいたしております。それがあくまでもこの損害賠償請求事件の一連の動きとして、我々は受け止めておりますので、さきほども申し上げましたけれども、名古屋高裁の決定があった時点ですでに、町民に対する周知、報告はやるべきであろうと考えておるわけなので、ご理解をいただきたいと思います。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

以上で質問終わります。

議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

次に、16番 東澄代君の発言を許します。

16番 東澄代議員

16番 東澄代、議長の許可を得まして、6月定例会における一般質問を行います。

ふるさと納税は、個人住民税の一部を生れ育ったふるさとの自治体などに納めることを可能とする制度で、本年4月30日の地方税法改正により、従来 of 寄付金控除税制を拡充する形で導入されました。

個人個人が所得を得るに至った過程には、成人するまでの教育が大きく影響を与えているばかりか、高額な人材育成の経費が注ぎ込まれております。そのことを考慮に入れない税制というのは短視眼的な視点であり、全人的とは言えません。原因を考慮に入れず、結果だけを基準に税を集める。このような偏った考えを質し、あるべき姿に戻してくれるのが、この

ふるさと納税であると考えます。

地方交付税のように、国のルールで分配する与えられた税ではなく、地域の教育に対する税なのだからとも言われております。ふるさとだからと言って、ただ寄付を待つのではなく、寄付したくなるような施策が重要であると考えます。いかがでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。以降、関連質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

東澄代議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度は、平成20年度の税制改正によりまして、地方公共団体に寄付を行った場合、住民税からその1割程度を上限とし、寄付金額を税額控除するもので、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという気持ちを持つ方々の思いを実現するため、スタートしたところであります。

また、寄付をする場合は、出身地に限らず全都道府県、市町村を自由に選ぶことができますものであります。当町にとりましても、新たな自主財源として期待するところであります。

周知の方法としましては、三重県や県下の市町で共同して啓発していくものと、当町独自の啓発を合わせて行っていく予定であります。

受け入れする寄付金は、町が実施するさまざまな施策に活用することができますが、どのような施策をメインに打ち出すかについては、関係する課において検討させているところであります。以上です。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

町長も述べられておりますが、ふるさと納税制度は応援したい自治体などに5,000円以上の寄付を行うと、5,000円を超えた額の個人住民税、所得税が最大10%控除される仕組みですが、今定例会に上程をされております税条例の一部を改正する条例の中で、寄付金税額控除が含まれておりますが、当町の場合、実際、寄付金があった場合、どのように対応されるのですか、お伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

受け入れた寄付金につきましては皆様の意思をくみ取れるよう、例えば、ふるさと応援基金とか、使途を明確にした基金を設置し、管理してまいりたいと考えております。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

現時点での寄付金に対する照会はありましたか。ちょっとその辺をお伺いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

これまで1件だけありました。照会がですね。はい。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

ネット上の掲載ですが、福井市が5月1日から1ヵ月間で38件 250万円と、萩市が5月23日からの受け付けで、6月15日から22日までの8日間で34件 160万円の寄付があったということですが、参考のために報告します。

次の質問です。続いての質問ですが、各地でもふるさと納税制度の活用をうながすため、一口5,000円の寄付条例案を6月定例議会に提出すると明らかにされております。また、自然との共生、個性豊かな快適生活、地域自立の協働など、6項目から応援したい事業を選択でき、行政の判断に任せることもできる等、寄付金を基金として積み立て、対応する事業に随時拠出していく、銀行振込み等の払い込み方法など、あらゆる施策が講じられておりますが、町長の考えをお聞きします。

議長

町長。

奥山始郎町長

いくつかの寄付項目を定めて、啓発を行っていきたいと考えているところであります。送金方法につきましては、一般的には納付書による送金や現金書留による送金がありますが、銀行振込みによる方法も検討しているところでございます。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

振込手数料などの寄付金による手数料は、町負担で考えているのか、個人負担とするべきなのか、どのようにお考えですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

送金振込料ですね、これについては個人負担を考えております、現在。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

個人負担って、寄付金をもらって個人負担ではなく、町負担を検討されたらいかがかと思
います。

さきほどふるさと応援基金でというような町長の答弁がございましたが、基金の設置条例
は、いつの議会への提案の予定なんですか、検討されていますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

条例ご提案、上程するのが9月ないし、9月議会か12月議会を予定しております。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

9月か12月、どちらかでということの答弁ですか。できるだけ早くお願いします。受け入
れ体制ができて、条例を通してないというのが、ちょっと受け付けはいいんですけど、そ
の辺のことはちょっと早くすべきだと思います。

続いての質問です。ふるさと納税の関連ニュースですが、ふるさと納税獲得合戦のし烈に
苦戦のため、寄付した人への特産品の進呈や、広報紙の無料郵送などが検討されていますが、
どのようにお考えですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

特産品の進呈は、現在のところ考えておりません。

それから、広報紙の郵送や新しい町ですね、町のパンフレットなどを作成した際にはお送りしてまいりたいと考えております。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

町長、寄付金に応じた時期による紀北町の特産品、各自治体ではいろいろ検討されていますが、寄付をもらって何も広報紙などの郵送だけではちょっとメリットがないというか、何も特別な寄付した行為というのが、税控除がありますが、町としての独自の考え方で、時期による紀北町の特産品の金額に応じて進呈を検討されたらいかがですか。答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは皆さんの善意で寄付をいただくわけなんで、議員おっしゃるように特産品の進呈ということもですね、私は考えてないけれども、今後ですね、考えていく必要があるかと思えますので、検討します。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

続いての質問です。寄付を呼び込みやすくするために、具体的な使い道を提示し、その中から寄付者が選ぶ形式をとることも必要ではないかと考えますが、町長の考えをお聞きします。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えします。三重県におきましては、美し国おこし・三重の取り組み、新しい県立博物館の整備をメインとし、その他、教育の充実、子育て支援、観光振興など9項目に分け申込書が作成されております。当町としましても第1次総合計画に基づいて、ご寄付いただく方の志が生かせるような、ある程度具体的な項目と一般的な項目に分け示していきたいと考え

ています。ただし、負担付寄付の取り扱いは当該寄付金では予定しておりません。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

町長、今のちょっと答弁なんですけど、もう一度ちょっと、わかりにくいんですが、寄付金を予定してないっていう意味はどういうことなんですか。課長、ちょっと答弁をお願いします。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

負担付寄付でございますけども、通常の場合ですね、寄付をいただいた場合には、その用途がですね、町の裁量に任せられます。このふるさと納税の場合は、どちらかと言ったらその傾向に近いと思います。用途がですね、この分に使わなかった場合にはですね、返還を求めるとかですね、そういった限定されるものでもありませんので、そういった場合は負担付寄付にはあたりません。そういった考え方でおります。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

わかりました。的確な処理をお願いいたします。

それでは、この度の質問の結びの発言とさせていただきますが、各自治体が収入減に苦しむ中、ふるさと納税制度を活用し、寄付金の受け入れのためのPRに懸命に取り組んでおります。遅きに失するということがありますが、近隣の市町よりも迅速な事務処理、地域の未来を描く企画力を問われる場であると同時に、金額以上に地域を元気にする力を得るチャンスでもあると言われておりますが、町長の考えをお聞かせ願ひまして、私の一般質問を終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

制度の導入によりまして、地域の魅力を高めるための継続的な努力、健全な財政運営がより求められてくるものと思います。啓発の方法といたしましては、町のホームページ及びイ

ベント、当町に2ヵ所ある道の駅などの活用も考えていきたいと思っています。また、寄付金の使途についても公表し明らかにしていくことも大事になってくるものと思います。

いずれにしましても、新たな自主財源として期待しているものであり、関係課や職員によるアイデアも取り入れ、紀北町をアピールしていきたい、そのように考えております。

以上です。

議長

これで東澄代君の質問を終わります。

議長

昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 50分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

次に、6番 北村博司君の発言を許します。

6番 北村博司議員

議長から発言の許可をいただきましたので、事前通告に従い一般質問を申し上げます。

質問は1件だけであります。都市計画についてであります。

これは旧町、海山区の方々にとりましたら、多分、馴染みが薄いかと思いますが、現在の紀伊長島区の中では、長島、東長島、三野瀬が都市計画区域に入っております。海山区でも

大白地区はレク都市計画の関係で、元の紀伊長島の都市計画区域に編入されていると思いますし、近畿自動車道紀勢線の海山区の部分も、多分、紀伊長島の都市計画区域内に編入されています。これ特殊な形で、大内山、紀勢も紀伊長島の都市計画区域内になっております。高速道路の部分だけ、これ都市計画街路という都市計画法上のうえではそうっておりますので、そうなります。

これがですね、昭和45年だと思いますが、都市計画決定されて告示というのでしょうか、公示というのでしょうか、当時ですね、ここに手元に1970年6月に策定された、熊野灘大規模レクリエーション緑地紀伊長島地区基本計画というのがございます。これはいわゆるレクリエーション都市計画の最初のマスタープランであります。これが現物です。この関係もあって、当時紀伊長島の3つの地区が都市計画区域になったというか、そういうふうに町が申請して認めたと、これは三重県だろうと思いますが、都市計画を決めるのは。

その当時はですね、乱開発を防ぐ、いわゆる田中角栄氏の新全総という、膨大な開発計画がありまして、そのブームがあって、その中で乱開発になってはいけないということで、都市計画決定をして、コントロールしていこうという目的だったわけですが、その後ですね、相次いでこういった全国的な大きな開発計画というのが次々破綻をして、旧紀伊長島町でもそうですけれども、旧リゾート計画というのが潰れました。

そういった完全に経済的な面の変化があった。あるいは極度に過疎が進行し、高齢化社会が現実にならている。そういったこの1970年当時、昭和45年当時の社会情勢、経済情勢と政治情勢すべてが大きく変化しているわけで、当時としては1つこれは見識のある計画だったと思いますけれども、今ではかなり現実とは齟齬（そご）することになってきている。大きな私は落差が生じていると思います。

ここで、当初の計画と抜本的に今の都市計画の内容を見直し、あるいは全面的に都市計画を撤廃するのか、あるいは一部地域だけにとどめるのか、その辺の検討すべき時期にきているだろうと思います。具体的に壇上からお尋ねするのはですね、さきほど申しあげましたように、大白地区を除いて紀伊長島区の東西長島、三野瀬地区だけが計画区域になって、この地区では住宅の新築に際してはですね、建築確認申請を行っている。これが現実にも、大変時間を要する。いわゆる偽装設計の問題に端を発して、大変時間がかかっている。3ヶ月も4ヶ月もかかると聞いています。

このためにですね、実は紀伊長島の一般の町民は自分だけが建築確認が必要だというふうに、実はわかってない方が大半だろうと、町民は皆同じように建築確認申請せんならんも

んだと思っています。自分らの住んでいるとこだけが、建築確認申請が必要なんだということは、日常的にはあんまり認識してないかもわかりません。ただ、知っている方は大変不公平だと、この区域外は建築届をするだけです。費用と時間が大変かかっている。

ひいては、それが建築関係の中小零細業者についてはですね、今、大変な不況をもたらしている原因になっているわけです。その辺の不公平感について、どのように町長は受け止めておられるかですね。

それから、今の建築確認申請が必要な、これは建築基準法の第5条4項にあるわけですがけれども、床面積10㎡以上は建築確認申請が必要で、しなければならないというふうになっております。この辺について町長は特に全体の代表者ですので、その辺の認識をお聞きいたしたいと思います。

次にですね、都市計画は当然、当時、今からザッと38年も39年も前に、都市計画決定したということは住民にメリットとがあるというところもあつたらうと思いますが、どういった住民にとっての具体的なメリットはどんなものかという、ご説明をいただきたいと思ます。

それから、計画決定してから何度か都市計画が変更していると思いますが、実際に現実化したものと、いまだに机上プランで終わっているものをご説明いただきたいと思ます。それで撤廃とか、縮小の可能性についても、後ほどお尋ねをいたしたいと思ます。

以後は、関連質問は自席から行います。

議長

町長。

奥山始郎町長

北村議員の都市計画についてのご質問にお答えします。

当町の都市計画区域は、紀伊長島区の中で長島地区、東長島地区、三野瀬地区が指定されています。当初は昭和10年3月に旧長島町と旧二郷村が指定され、最終指定は昭和54年2月に行われています。その後、町村合併により平成19年4月住所変更の指定をおこないました。

本来、都市計画区域を指定された後には、市街化区域、市街化調整区域を線引きし、市街化を図る地域、市街化を抑制する区域に原則として指定することができるとなっていますが、当町では未線引きのまま現在に至っています。

議員ご指摘のとおり、都市計画区域指定後、計画決定以来40年以上が経過し、いまだ事業化の目処が立っていない道路等の都市施設がございます。これらの施設、特に都市計画道路

については、県からも見直しの指導があり、平成19年度から見直しの準備作業を行っているところでございます。

都市計画区域に含まれることによる、住民の不公平感についてでございますが、都市計画区域内においては、建築基準法の規制、都市計画法の規制を受けることが事実でございます。

具体的には都市計画区域内では木造2階建程度の住宅を建てる場合は、建築確認申請が必要となりますが、都市計画区域外では工事届のみの提出で済むこととなります。ただし、鉄骨造2階建以上、また一定面積以上の特殊建築物を建築する場合は、区域の内外を問わず建築確認申請が必要であります。

通常では、都市計画区域は市街地が多く、個人の建物であっても密集地等の場合、ほかに及ぼす影響等が考えられるため、その構造等について最低限の担保を図るため、申請を義務づけているものであります。こういったことから、住民皆様が不公平感等をお持ちのようであれば、ご理解、ご協力をお願いするよりほかないと考えています。

次に、適用区域住民の具体的なメリットとは何かについて申し上げます。

都市計画法第2条、都市計画の基本理念で、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとするとしております。

確かに、まちづくりの根幹を成す都市計画とは、土地利用の規制誘導を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するものであることから、目に見えてのメリットとは少ないものと考えられます。しかし、今後予想される都市計画の見直しにおいては、区域住民の意見も最大限取り入れ、まちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

今、町長はさきほど都市計画法のこれは第2条にある、基本理念を読み上げられたんですね。都市計画は何のために行われるかという部分は、これは第2条を読み上げられたんですね。じゃお尋ねしますが、都市計画区域がですね、基本的に都道府県はどのようなところを都市計画区域に認定するんですか。

当然、都市計画法の第2条を読み上げられたぐらいですから、通曉（つうぎょう）されて

おられると思うんでお尋ねいたしたい。どういうところが都市計画区域になるんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

都市計画法は、全部知っているわけではありませんので、私が確かに入口のところは読みました。読みました理念がこのとおりでございますけれども、その今、議員のご質問については、担当課長に答えさせます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、都市計画区域の指定でございますけれども、この指定に関しましては都道府県の決定でございます。ちなみに都市計画法のですね、5条で、都道府県は、市または市町村において人口、就業者数、その他の事項が政令で定める要件に該当する場合において、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。ということでございます。

この政令でございますけれども、これの要件につきましては、都市計画法施行令の政令の2条でございます。都市計画区域にかかる町村の要件というのがございまして、当該町村の人口が1万人以上であり、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業人口者数の50%以上であること、また当該市町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が3,000人以上であること、その他といたしましては、観光資源があることにより多数人が集中するため、特に良好な都市環境の形成を図る必要があるというようなものが、主な指定にかかる要件でございます。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

第5条、わざと飛ばしたんかわかりませんが、肝心のところを抜かしましたね。よろしいか。町村の場合はですよ、中心の市街地を含み、となっているんです。そこを読まなあかん。紀北町の中心市街地はどこですか、お答えいただきたい。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

さきほど町長が答弁いたしました都市計画区域の指定でございますけれども、これは昭和10年に指定されたものでございます。その当時の旧紀伊長島町ですね、それが都市計画区域の要件を満たすということでございますけれども、その後ですね、発展する要素につきましては、土地が非常に狭いということで隣接する二郷村、その当時、国鉄の紀伊長島駅が開通されまして、それに伴いまして二郷村周辺がですね、今後発展するだろうということで、旧の長島町と旧の二郷村が、昭和10年に区域として指定されたということでございます。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

いや、今、紀北町都市計画でしょう、現在。通常は役場の所在地が中心市街地ということになるんじゃないですかね。そうすると、どうも現在では適合してないように思うし、これ現在の都市計画区域内だけだったら定住人口は1万人ありますか、お答えください。住民登録人口ではないですよ、常住人口はどんだけですか、東西長島と三野瀬地区で。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

議員が言われますようにですね、現時点では今、指定のなっております長島地区、東長島地区、それと三野瀬地区におきましてですね、定住人口は1万人を確かに切っていると思います。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

大変、その部分だけでも基本的なところからもうすでにすぐわなくなっているんですね、町長おわかりだと思いますが。これ本来、都市のための法律なんですよ。それを町村がこの適用を受けるためには、相当な大工場を立地したとか、大きな学校があるとかとって、どんどんどんどんこれからも人口が増えていきますよというところが、前提になっているんです。無理があるんですよ。

ところですね、ここに合併時点の新町建設計画、町長はこの合併協議会の副会長でしたから、これこそ通曉（つうぎょう）されておられると思いますが、29ページ、生活基盤の整備

というところにですね、土地利用計画、都市計画区域の指定について検討しますと、それからさらに都市計画の推進という項目があって、都市計画基本方針マスタープランの策定をいたしますとこうあります。都市計画基本方針、マスタープランの策定作業をやっておるんでしょうか。もう合併になって3年目になりますが、やっていますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

平成16年3月1日の開催でですね、町の都市計画審議会が開かれまして、三重県都市マスタープランというものが、この中で県の指導で検討されておりました。しかし、紀北町においてはですね、マスタープランはまだ策定も審議もされておりません。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

さきほどですね、見直しをやっているよという話だったですね、道路計画についてはね、1回目の答弁、ご答弁で。あれはね都市計画法の中に義務づけられているんですよ、5年ごとに。5年ごとやってきたんですか。この私は20年、本年度版の建築基準法手元にありますけれども、都市計画法ありますけれども、義務づけられておるんですよ。

それで、そのときに確か所要の予算を計上された。県かどっかから指摘されたんでという話やったですね。そのときに海山区のほうも含めてくれという話が、ご発言なさった方もあるんですよ。これはね5年ごとに金がかかる仕組みになっておるんですよ。ご存じでしたか、それ、義務づけられていますよ、都市計画法に。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。ただいま議員が言われましたように、平成19年度におきまして、都市計画基礎調査の予算を議会で認めていただきまして、確かに調査を行いました。ただ、これにつきましてはですね、県が取りまとめるというものでございまして、市町村の責務といたしましては、県の調査に協力するという法律上の定めがございまして、その点につきましては紀北町として県に協力すると、調査について協力を行うということで、昨年度、調査費を認めていただきまして、調査を行ったものでございます。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

都市計画法の第6条で、確かに主語は都道府県になっています。

ではですね、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他国土交通省が定める事項について調査が義務づけられて、その結果、成果品は見えてないのですが、所要の町民の税金も使ったのにできてないのですか。調査の成果は。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

成果はできております。調査項目の中でですね、10数目ございまして、町が基本的に調査する項目は確か4項目ないし5項目であったかと思われまして。その他、県が取りまとめたものにつきましては、県から報告がきておりまして、両方とも担当課のほうで所持しております。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

そういうできてても、肝心の主役である住民が知らないということ、ここに私これね、平成11年度の都市計画図があるんですね、このときはもう東紀州自動車道と、都市計画街路としての東紀州自動車道というのが入っております。これを含めて住民に何にも知らされてないですね。都市計画で、実はここここは道路がつくんですよ。よろしいですか、この間もどなたかが質疑でありましたけれども、記念碑山の公園であれも都市公園なんですよ。

都市公園にふさわしい整備していますか、住民が行きやすくしていますか、草刈りしているのはどなたですか、住民はボランティアでやっておるんでしょう、現実には。私は誰がしているか知ってますよ。毎日のようにやっている。つまり住民の、住民は住宅新築するとき大変、早く言えば迷惑がかかる。都市計画法上は道路は4m以上となっておりますから、どんな4mないしは6m、4mない2mか3mの道はいっぱいある。そこへ建てるとなると、道路の中心線から2m下げなあかんですよ。そのことはご存じでしょう、都市計画区域では、自分の私有地であっても建てられない現実があるんですよ。それはいい市街地を形成するためということ。

私ね朝からこうやってみる、ここにね町長以下理事者側にね、職員が22人ぐらいいますね、課長、その中で都市計画の区域に住んでいるのは、議会事務局長以下7人だけです。3分の1以下しか住んでないから、そこに住んでない人というのは身にしみてないですよ、多分。都市計画区域にいたら、自分がどういう制約があるのかということは知ってますかね。ご存じですかね。計画区域外の方が大半ですよ。大半で3分の2がそうなんです。多分わかってないと思いますよ。理屈はわかっているけども現実にはどういう制限を加えているか、町長、あなたから見て皆わかっていると思いますか。建設課長はこの人は専門家やで別として、町長答えてください。課長連中理解していますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

いや課長連中はどうか知りませんが、町民の方々はですね、都市計画そのものをどんな制約があって、どんなデメリットがあるのかということは、知っている人は知っているけれども、多くの人たちはあんまり関心を持ってないという見方ですね。そう思います。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

でしょう、町長は都市計画区域内に住んでおるから。家建てると思ったら大変ですよ。それで今はもう事実上増築はできないようやね。場所によるんでしょうけども、建設課長な。それでちょっとお答えください。町が窓口になっているけれども、建築確認申請、都市計画区域内における建築確認申請の確認済書が出るまで、どのぐらい期間、現実にはどのぐらいかかっていますか。

それから、県のがけ条例の関係がなぜ、どんな内容で、どういう制約をしておるのかも説明してください。多分、住民が知らないと思いますよ、自分らがそういう制約がかかっているというの。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まずですね、建築基準法の中の確認申請の件でございますけれども、少しお待ちください。昨年の6月に建築基準法が改正されて、その改正前はですね、審

査の期間は25日と定められておりました。改正後は35日というふうに改正されております。ただ、その審査におきまして、改正前におきましてはですね、書類の審査におきましては不備な点、もしくは誤りがあった場合はですね、その都度修正、もしくは差し替えというような扱いになっていたようでございますけれども、改正後におきましては、これはすべて取り下げというような県の指導がなされておると聞いております。また、申請の確認の期間でございますけれども、最大70日というようになっておると聞いております。

それと、2点目のがけ条例でございますけれども、その住宅を建てる場合ですね、がけに近接して近くに住宅を建てる場合、これにつきましてはがけの高さの2倍、2倍の保安距離を保つことになっておるということでございます。

これにつきましては、県の建築基準条例の中のがけの条項の部分にこういうくだりがございまして、ただ、これにつきましては都市計画区域外におきましても、同様の扱いとなっております。ただ、このがけの扱いでございますけれども、そういう2 m以上のがけがあった場合にですね、まずはその強固な擁壁のようなものを建てる、つくる。また建物の構造、例えば鉄筋コンクリートのような構造にするというようなことで、これのただし書きが設けられております。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

私はね、実態を聞いているんですよ。70日ぐらい、法律では35日で、取り下げてもう一遍出しなおして70日以内、実際そうなんですか、実態は。私が聞いているのは3ヵ月ぐらい平均してかかる。今、建築確認かかっていると聞いてますが、どうですか、把握してないですか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

正確には把握はしてございません。ただですね、今、私が説明しました以外にですね、構造計算等が当然、添付されるものもございまして、そういう場合におきましてはですね、確かに審査の日数が数ヵ月におよぶ場合もございまして、ただその場合におきましても、書類の不備等が原因になるものも一部あるかと聞いております。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これが不況の原因になっていると私聞いておるんですよ、建築不況の。慎重に安心安全な建築をとすることは基本的には理解しますよ。現実には大変時間がかかっているんで、建築不況の原因になっている。零細の業者さんだったら材料を準備してあれして、なかなかそれが理屈のうえでは35日であっても、3月も4月もかかってくると持ち堪えられない、つなぎ融資が必要になると、その間にどんどんどんどん最近では物価、材料費が値上がりするでしょう。そのために大変困っていると聞いてますよ。

それで、末端の職人さんのレベルへ行きますと、仕事が来ないという現状が起こってますよ。これは町長、その辺は当然町長は幅広く支持者がいらっしゃるんで、いろんな方からそういうお話がお聞きになっていると思いますよ。いかがですか、そういう話聞いたことないですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

建築業界の不況の原因と議員はおっしゃってますけども、私は直接この建築確認申請が原因であるということは聞いてはいません。しかしながら、かなりの時間が経てばですね、経費もかかることだし、相当マイナス面に働いているのかなと、今考えて思っております。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

できたものを、できなかったものを、昭和10年ってこれは戦前の多分、都市計画法の関係、港湾関係、工事の関係だろうと思うんですが、長島港のね。今風のいわゆる優良な市街を形成するためのということとはちょっと違うような気がしますが、いずれにしてもですね、都市計画決定してから、できたものとできないもの、これはここ今手元に配られているのは、最新の都市計画図ですね。これの中で現実に不可能なものがあるでしょう、町長。長島橋から例えば前浜へ行く道、これは何線というのかな。長島橋、長島港線かなこれ。これは最近ルート変更したやつだろうと思うんですが、これとか呼崎地区のあの東小学校のあたりをドーンと通過していくようなものも、これも手もついてないし、一部はね、ちょっとやったんですよ、かつて。30年ぐらい前かな。それっきりになっておるでしょう。現実にも

うできそうもないものは、町長あなたからご覧になって、どれとどれともう計画だけでこんなものは計画倒れだというのは、どれとどれですか、町長ははっきりおっしゃってくださいよ。

町長、町長職もう長いんやから、それでできたのはどれですか。高速道路は別ですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

まず、残りの長島橋山本線というのは、できそうもないのではないかなと思います。これはね。

それからもう1つですね、長島港線というのがですね、これはひょっとしたらできるかも知れませんが、これは。いろいろ試案はあってですね、これはもちろん用地買収に非常に住宅地を買収していかないかんで、できない、難しい可能性が強いです。

それからもう1つはですね、賢島長島線というのがありますでしょう。これは今のところ全くその見通しが立たない、これは。そのように思っておりますし、議員もさきほどおっしゃったようにですね、高速道路は今これ可能性大きいですよ。東紀州、近畿自動車道紀勢線。

それから今度はできたほうなんですけども、長島駅山本線が430mできてますよね。それから国道42号線の1,364m、これも供用されていますね。それから長島駅山本線、JR紀伊長島駅のところの400㎡、それからこれまでできたのは熊野灘臨海公園、赤羽公園、長島公園と秋葉山公園、これなんかできております。

それから紀伊長島ごみ焼却炉、これは焼却場はRDFの工場ですね。それからクリーンセンター、山本土地区画整備事業、この程度、これぐらい今申し上げたところは、大体できております。そのように受け止めております。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

記念碑山はできておるといけど、あれは昔からできておるんでね、町長は昔連合青年団長の時代にあそこで桜まつりやっておったじゃないですか。町長は当時青年団長でしたよ、ばりばりの。昔からあるんですよ、あの公園は。できましたねじゃないですよ。現実に今、あそこ聞きますが、年間どの程度の管理費用を投入しておるんですか、都市公園で。

それと、この都市計画区域図にありますかね、山本の堤外のこれは河川敷に、公園はとっくの昔に消えていたんじゃないですか、ここはかつて赤羽公園に運動公園ができる前に、あ

そこに計画されて、それが潰れた形跡が、経緯がありますけれども、これやるんですか、お聞きしますよ。やるということでこの計画区域の中に入っているんでしょう。赤羽の山本の堤外、東篤布議員の自宅の前のあたりかな、これ。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員が今おっしゃったところ赤羽川緑地、これはちょっと今のところ目途が立ってないところですよ。

6番 北村博司議員

記念碑山、経費どんだけ管理費入れておるんですか、毎年。

奥山始郎町長

記念碑山ですか、記念碑山は全体で予算を付けておるものですから、ここへどれだけ、ここへどれだけということは、いろんな。

6番 北村博司議員

管理しておるかということをお聞きしておるんですよ。

奥山始郎町長

しています。

6番 北村博司議員

してないでしょう、草刈り誰がやっておるん。ちょっと課長わかっておるやろ、草刈りは誰がやっておるんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

記念碑山につきましては、もちろんボランティアの方々にも相当お世話になっておりますけれども、直営班等で年に数回やっております。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

遊園地とか公園地とかたくさんあるんで、それはなかなか手が回らんのも事実ですし、住民が見かねてやっていただいておりますところは、随分ほかにもあります。昨日も言われました

けれども、松本の公園の管理をちゃんとしてほしいと言われました。あれは遊園地なんかな、松本と平岩町の間ですけれども、いずれにしても都市公園と名乗ってですね、都市公園だったら町費負担は10%で済むんじゃないですか、都市公園だったら。30分の17かい。10分の1でしょう。それでほとんど濡れ手に粟みたいに入ってくるわけですよ。都市公園という名前だけで都市じゃないのに、都市公園でその辺で行政にとってはメリットがあるんですね。

ごみ焼却場都市公園施設やというたけども、さきほど。それはこじつけじゃないですか。都市公園関係の補助金は出ているんですか、あれ。ごみ焼却場も都市施設で整備したと言っていたじゃないですか、リサイクル。その辺は国交省の当時の建設省の補助金出ているんですか。都市公園施設やと言うのやったら。

議長

町長。

奥山始郎町長

その辺のね、法的なことをちょっと課長に説明させます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。さきほど町長が答弁いたしましたごみ焼却施設でございますけども、これにつきましてはですね、都市計画区域の中で位置の決定を定めるものでございまして、さきほど町長が言われましたRDFの施設と言われましたけども、ここに記載されてありますものは、以前の焼却施設でございますので、これの位置を決定する際に都市計画決定がなされております。

また、さきほど言われましたRDFの施設でございますけれども、これは当然都市局所管の事業でなされておられませんので、あわせて説明させていただきます。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっと町長に答弁訂正してもらってください、あとで。町民はそう思う、都市計画決定しておるから、RDFができたんかと思う、これは誤解招くんでね、建設省から補助金が出るわけでもないと思いますよ。手続きが1つ煩瑣（はんさ）になるだけです。それで決局聞いてみると、一体住民にとってメリットあるんですか、都市計画区域内に住んでいる住民に

とって、何かいいことありますか。

これが今、いろんな形で経済的負担や手続きの煩瑣な問題が、を上回るメリットがあるんだったら教えてください。住民にちゃんとわかるように説明してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

都市計画区域にね、住んでいる住民にはメリットが少ないと、さきほど申し上げました。そのように考えておりますけれども、それ以外の都市計画法の中で、事業が今まで随分進められてきたことは、これはよろしいわな。と思っております。

それから、議長さきほどの私の答弁の中で、RDFと言いましたが、取り消しさせていただきます。お願いします。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

それではですね、そのうち時間がまいりますんで、なるべく終盤に向かいたいと思うんですが、都市計画決定していることによって、できないとできない事業というのは何でしょうか。レクリエーション計画がそうだと思いますが、ほかに計画区域から外れたらできないものというのは何ですか。今、町長が一番大切に考えているいろんな事業、例えば耐震化を重点的にすべき学校の、そういうものに影響しますか。そういう具体的にわかりやすい説明してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

申し上げます。1つは街路事業としてですねやっていく、具体的には長島駅山本線、それから紀伊長島駅広場を整備する事業、それから長島駅山本線という、これは道路ですね。それから賢島長島線の県道多田ヶ瀬山居線、これなんかは具体的に予定と、それから実施しております。

6番 北村博司議員

いや今後のこと言うておるのです。

奥山始郎町長

今後のことですね。議員は都市公園事業、これは申されましたようにですね、これはこの都市計画の中で進められておるわけです。

それから、すでにやったこと、今後はやっぱり高速道路はそうですね。特にそうですね。そのほかは今思いつきません。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

賢島長島線とね多田ヶ瀬山居線は同じ道路ですよ。同じ道路です。ただ、都市計画街路としては賢島長島線という言葉使っているんです。それで長島駅と山居の間広がったでしょ、やっておるじゃないですか、あれは賢島長島線でやったんです。ところが多田ヶ瀬山居線と同じ道路ですよ。2枚鑑札になっておるんですよ。その事業によって使い分けしておるんですよ。同じ道のことで、それ。1つの道です。

それとね、高速道路はね都市計画区域じゃなくてもやるんですよ。関係ないですよ。この辺で都市計画でいってる紀北地方では尾鷲と旧長島だけでしょう。それ旧長島の都市公園区域を紀勢町のほうから紀勢インターのどこからですよ、紀勢インターと、だからあそこは大内山と紀勢町の境ですわな。紀勢町も入ってるわけ。だからあそこから旧海山町のその尾鷲市の境まで全部紀伊長島の計画区域に編入したじゃないですか、便法でしょう、それ。だから都市計画はあろうがなかろうが、高速道路はできるんですよ。地域の負担が減るんですか。関係ないでしょう。

あれは今の新直轄は6分の1かな、県の6分の1やったか、県負担は。6分の1かな、8分の1かな、6分の1かな。だから国と県が負担しておるだけで、市町村は何も負担していませんから、都市計画区域であろうがなかろうが、今、野呂知事はですね、県の総力を挙げてやるとおっしゃって見えますね。ありとあらゆる機会、だから都市計画案あんまり関係ないと思いますよ。

そこでですね、お尋ねします。さきほど申し上げたこの関係ですね。この関係は都市計画決定があって、正式名称というと熊野灘大規模レクリエーション緑地という、これは正式名称ですね。これがあるんで、ここは外せんのでしょうか、この事業区域は。それ以外のところ地域は住民に大変迷惑かかっていてメリットが何もないんですから、事実上何もないんですから、まだ都市計画税とってないだけまだましですよ。尾鷲市はとってますね、都市計画税。それで不評が紛々としているようですよ、都市計画税って別な税金をその区域内だけ

とるもんですから、うちはまだとってないだけましですけども、いかがですか。もう外したらどうですか。

もうレク都市も重要な部分は大体でき上がっているし、あと大白とかそこら辺仕事が、あと三浦地区は残ってますけども、玉津あたりが何にもできてませんけども、今後やるとこだけ除いて住宅地は、一般住宅地は都市計画区域から外したらどうでしょうか、町長、いかがですか、政治的決断されたらどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

都市計画の区域の決定は権限は県にあります。

でありまして、今後、議員が指摘されたことに関しても、審議会の中でも、また町民の意向等も聞き取りながら、県のほうへもその考え方を申し上げていきます。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

もちろん都市計画審議会、私は都市審議会のメンバーです。それでも都市計画区域を撤廃したらどうだと発言したことあるんですよ、審議会の中で。そしたら誰かとは言いませんけれども、隣に座っておった委員がそんなこと言わんといてくれと引っ張られました。

それで、ついでにご紹介しておきますけどもね、この都市計画に則って1974年ですか、34年前、新三浦計画ですけど、こういう図面。それでこの部分にいわゆる今度の休憩所ができるんですね。何か現在はこの辺は中田、この辺ですね。それでここに今地元の住民が要望が出ている、こういう工事用道路ですね、ここの部分がね。工事用道路です。それでこうやって渡っておるんです、ここでね。

35年前にこういう絵が描かれて町がつくったわけですよ。だからいかに都市計画を要望しながら、30年間放ったらかしにしてきたかということがですね、私はほとんど住民にとって意味がなかったということを申し上げて、住民個々ですよ。行政は大変メリットあったと思います。申し上げて一般質問を終わりたいと思います。

議長

これで北村博司君の質問を終わります。

次に、19番 奥村武生君の発言を許します。

19番 奥村武生議員

奥村でございます。紀北町の行政の長の資質を質す。

この大枠でこのように言わせていただきましたけども、2つに分かれておりましてですね、1つには昨年のクリーンクリーンデーのときに、町長が引本においてになって私が案内して、そしてその引本公園と、いわゆる住宅の山ぎわのところをですね歩いていただいて、危険なところを町長にご理解願ったわけですけども、そのことは記憶に新しいとは思いますが、そのときの感想を1つには言っていたきたい。

それから、標準財政規模を大幅に超えた原因となった工事を明らかにしていただきたい。

それからですね、財政問題を語るときにですね、全国で夕張の問題が引き合いに出されます。これは賢明な議員の皆さんですから、私がここであえて言う必要はないかわかりませんが、テレビが入ってるということもありまして、若干触れたいと思います。

政府は景気の浮揚対策などという理由によりですね、公共事業にあとさきを見ず突き進んだわけですよ、各地方自治体が。しかしですね、国に800兆からの借金があるわけですから、こんなものは面倒みれるわけがないわけです。結局は梯子を外されたということです。そして全国の自治体が今その箱ものの処理についてですね、あえぎ苦しんでいるのが現状であります。それは町においてもですね、必ずしもそうではないと言い切れない部分があると思うわけです。したがって、かつての大型工事の内訳を求めたのは、その理由からであります。

それと関連をしましてですね、財政のバランスが私は財政委員会に属していますが、財政のバランスがとれていない予算にはなっているのではないかと、前日も発言しましたけども、今回も同じ発言をして再度現時点における町長の考え方を明らかにしていただきたい。理由はですね、東南海地震対策に関して、新たなその先行してやらなくてはならない問題が出てきているのではないかと思うわけです。

それから、2番目の環境に関する考え方を質す。海山区を流れている川は3つありますけども、その環境対策は大丈夫なのか、そういうことを見ているのかどうかですね、環境課とか、あるいは町の三役が。あるいはその新たに出てきた尾鷲環境開発のですか、現在に至る経緯を明らかにしてほしい。

それから、3に東南海地震対策についてですね、その電動化、いわゆる現在の堤防はですね、とても津波には対応できない。いわゆる、そのために県がその電動化を図ったという回答が、去年の9月28日の野呂知事の回答にありましたけれども、だとするならば、その電動化をどこをするんだという形で、県から試案が示されたと聞きました。それと地元と調整を

して、どこを電動化にするかということを決めたわけですが、このときにですね、電動化にならなかったところに対してですね、町や県やその地元がですね、説明をしてないわけです。だからすごい不満が出てきている。何とかならないかということを書いてきているわけですが、これについて、やはりその地元の住民に対してですね、そういう要望をしてきた住民に対して、町なりが経緯をやっぱり説明する必要があるのではないかと。

それから、その聞き取りをして要望があればですね、今年の3月末で電動化締め切っていますけども、やはり県に対してその要望スタイル、義務があるのではないかと思うけど、いかがでしょうか。

それから、今回の宮城地震ですか、活断層等によって地震が起きているわけですが、特に引本の山の急傾斜ですね、ここ治山は大丈夫なのかということについてお聞きしたいと思います。あとは関連につきましては、自席で発言をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長

町長。

奥山始郎町長

奥村議員のご質問にお答えします。

まずあれですね、引本区のクリーンクリーンデーのときに、私が引本区を訪問し、そのときに見たあそこの崖の状態の印象を聞かれましたですね。大変厳しい危険性もあるかなと、そのように承っております。危険性があるかなと、地震のときにですね。

それから標準財政規模についてお答えさせていただきます。

紀北町における地方債残高の標準財政規模に対する割合につきましては、平成17年度267.9%、平成18年度255.9%、平成19年度の見込みでは238.5%となり年々低くなってきております。地方債残高の標準財政規模に対する割合につきましては、どの程度が適正かについては、借入れた地方債の内容、すなわち、借入れた地方債の元利償還額のうち交付税で算入される地方債の割合にも関係するものと考えております。

地方債償還額のうち普通交付税に算入されるものの割合については、平成17年度51.2%、平成18年度51.6%、平成19年度見込みでは57.4%と年々高くなっておりまして、紀北町の地方債としての将来負担は年々減少しているところであります。

なお、この地方債残高が標準財政規模を大幅に超えた要因の1つとしましては、過去に行った大型事業があります。平成9年度、10年度に旧海山町で、平成13年度、14年度に旧紀伊

長島町でそれぞれ実施したごみ処理場の整備や、平成8年度には上里小学校、平成11年度には矢口小学校、赤羽中学校、平成13年度には学校給食センターの改築などの事業を実施しておりますが、ごみ処理場の整備につきましては、当時、焼却方式による施設整備が困難なことからRDF方式により整備したもので多くの借入金を余儀なくされたもので、学校施設については施設の老朽化に伴うもので、それぞれの施設整備については、その当時、町にとりまして必要な事業と判断し、議会、住民の方々のご理解のうえ実施してきたところであります。

これらの事業を実施した時期は、国が1990年代における景気低迷を公共事業により回復を図ろうと総合経済対策を実施した時期でもありまして、この政策により多くの地方自治体が多額の地方債を発行し、その残高が大きく増加した時期でもありまして、旧両町においてもこの政策に従った経緯があります。

また、平成13年度からは、交付税の原資である所得税、法人税等が不足し、これに代えて赤字地方債といわれる臨時財政対策債の借入金がはじまり現在に至っております。

このように、起債残高が増えた原因はありますが、冒頭にも申し上げたように、合併後すぐ財政健全化に向け、行財政改革などに取り組んできた成果が徐々に現れてきたものと思えます。しかしながら、今後の町財政を取り巻く状況は依然として厳しく、中国の四川大地震に見るように、学校など公共施設の耐震化を進める必要があることなど、財政需要の増大が予想され、地方債を活用した財政運営も余儀なくされることが予想されます。

こうした事態に対応し、将来の負担となる地方債の借入金をできる限り抑制しつつ、現在取り組んでおります行財政改革を引き続き進め、歳入歳出のバランスを考慮した持続可能な行財政運営を行っていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いするものであります。

次に、特定施設と環境保全についてであります。本町には水質汚濁防止法の規定により、届出が必要とされている特定施設が、町内の河川流域に7事業所9施設あります。それらは、砂利洗浄及び生コンプラントであります。また、これとは別に、伐採木くずを含む木くず、廃プラ、コンクリート殻等の処理を行う産業廃棄物中間処理施設が計画を含め4ヵ所ございます。

これらの施設は、法律に基づき、特定施設については三重県への届出、産廃施設については、三重県へ申請を行い許可を受けたものであります。万一、これらの事業所が規制基準超過等により、生活環境に支障をきたす事態を発生させたときは、三重県が勧告、命令等の行

政指導を行うことになっておりますし、従わないときは罰則が適用されます。

町といたしましては、環境保全を念頭におき、法の遵守と環境への配慮を怠ることなく事業活動に取り組んでいただくよう、今後も三重県と連携して指導・監視を行ってまいります。

美しい海、山、川の自然に恵まれ、澄んだ空気の中で生活できる紀北町の自然環境は、わが町の貴重な財産であり、今後も守り続けていかなければならないと考えております。

次に、東南海地震対策についてのご質問でございますが、紀北町は東海地震にかかる地震対策強化地域、東南海、南海地震防災対策推進地域の指定を受けておりまして、これらの地震に対する備えや津波対策など、しっかりと防災対策を進めていかなければならない状況にあるわけでありまして。

こうしたことから、これまで地震津波対策ではソフト面、ハード面において、十分ではありませんが、さまざまな施策を講じてきたところでございます。

防潮堤電動化の経緯につきましては、のちほど建設課長に答えさせます。

もう1つ加えて答弁します。電動式にするという件の試案をどこの扉を電動式にするという試案を皆さんに提示し、最終の決定は事業者の三重県がいたします。これに対しまして、引本区の意見は、樋門扉の電動自動化の箇所については同意していただいているということでございます。同意していただいていると聞いてます。

それから答弁の漏れがありましたら、自席でまたお答えさせていただきます。どうぞよろしく。

(「議事進行と呼ぶ者あり」)

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議事進行です。環境開発のことちょっと経緯をおっしゃられなかった。尾鷲環境開発の。

議長

町長。

奥山始郎町長

その件につきましては、担当課長に答えさせます。

議長

倉崎環境課長。

倉崎全生環境管理課長

有限会社尾鷲環境開発から、産業廃棄物の計画が出されました。その経緯についてですね、ご説明を申し上げます。今年の2月19日でございますが、産業廃棄物処理事業計画書が尾鷲水産農林商工環境事務所宛提出をされまして、2月28日付で県から本町に送付をされてまいりました。

申請者につきましては、三重県尾鷲市矢浜2丁目8番22号、有限会社尾鷲環境開発取締役入江司氏でございます。それがですね4月7日でございますが、三重県のほうから事前協議会の開催通知がございまして、去る4月の10日にですね、午後1時半からでございますが、海山区の町民センターの1階の会議室におきまして、事前協議会が開催をされました。尾鷲建設事務所環境森林部、紀北消防、また町が出席をいたしまして、開催をされたわけですが、業者のほうからは取締役の入江氏と、山本氏の2名が出席をし、現地確認とですね、事業計画の概要について説明を受けたところでございます。施設の種類としては産業廃棄物中間処理施設でございます。

そのあとですね、4月の23日に、紀北町の教育民生常任委員会がございまして、その席においてですね、当事業計画の報告をさせていただきました。また、同日付で県のほうから指摘事項の報告をせよということでございましたので、同4月23日付で本町から指摘事項としてですね3点について指摘をさせていただきました。

そのあとですね、20年の今年の5月21日付でございますが、その事業計画書にかかる各関係機関とですね、指摘事項について本町のほうに報告がきたものでございます。以上でございます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、防潮扉の電動化の経緯について説明させていただきます。この事業につきましては、尾鷲建設事務所の所管の事業でございますので、建設課から説明させていただきます。

奥村議員さんには資料をお渡ししてあろうかと思っておりますけれども、この事業につきましてはですね、平成17年度から県が事業化をいたしております。まず事業化の前にですね、建設事務所におきまして、15ヵ所の整備を予定しておったようでございますけれども、まずその15ヵ所の優先順位をですね、事業化の前に引本浦自治会に提示した。これが最初でございます。

これを受けまして、引本浦自治会ではですね、自治会としての優先順位を15ヵ所についてですね、優先順位を事務所に返事を返したということでございます。その後、この地元案を

受けまして、建設事務所といたしまして最終的に13カ所の事業化を決定いたしまして、その優先順位を決定したところでございます。

その後、17年度から事業に着手いたしまして、まず優先順位1番のですね、引本浦36号の電動化を事業したところでございます。その後18年度でございますけども、優先順位2番から6番の5カ所の具体的に言いますと、引本浦27号、同じく31号、34号、39号、42号、それと別に河川局所管の長浜の7号を18年度に事業化いたしております。

次に、19年度におきましては優先順位7番から8番の2カ所、引本浦43号、44号を事業化しております。ただ、19年度におきまして引本浦自治会から追加要望がございまして、引本浦24号についても事業化という要望がございまして、これにつきましては紀北町からも町長の具申を付けまして要望をいたしました。その結果、24号につきましても事業箇所追加されるということでございます。

したがいまして、現在まで9カ所の自動化が完了いたしておりますして、19年度までに9カ所が完了しておりますして、20年度以降5カ所を今後整備していくという状況でございます。

以上です

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議事進行ですけども、さきほどの倉崎環境課長の中でですね、2月の28日に県から言ってきたというときの、指示はなかったんですか。どういう指示がありました。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

はい、2月ですね28日に県からその書類が送付をされてきたんですが、ただ、こういう事業計画書が出たということで、その写しが本町に送られてきただけでございます。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

本論に入りたいと思います。まず、町長にお聞きしたいと思います。

大型の予算をですね出動、発動するときにつきましては、国の仕組みから言うてですね、

国は国民の生存権を守る、県は県民の生活権を守る、町は町民の生活権及び環境権を守るということからの憲法及び法律の仕組みからしてですね、当然根っこというのは住民の命と健康を守るというところに目指すべきではないかというのが、私の考えであります。

とするならば、大型の財政それに向けてですね、町民の予算は前にも申しましたけども、税金を納めていることは間違いのないと思うんですよ。それをベースにした場合にですね、大型のその予算を出動する場合におきましては、これは緊急性を有するもの1つには。その次につきましては、優先してやらなくてはならないもの、あるいは重要なまちづくりのうえで必要なもの、その次には環境保全事業、そして現段階では苦境にある漁業対策、そして私がこの間、奨学金の担当になりましたけれども、奨学金のいいのかどうかという、極めて少ないと思いますけども、それから弱者ですね。高齢者の病院代とか、透析とか健康診断代、あるいは直近でその熊野市が熊野の駅前に大規模な図書館を建てて、文化の熊野というふうにやろうとしておるそうなんですけども、そういう問題。

あるいは、その次には前回の議会において私が生活の密着した工事が必要なんでないですかということに対して、必要であるというふうに町長はお答えいただきましたけども、そういう問題。

そして、最後にくるのはやっぱり、それも含むんでしょうけども、費用対効果の問題だと思うんです。こういうふうな考えについて、緊急を要するものは、あるいは優先してやっていかななくてはならぬものがあるというふうに私は思うんですけども、町長いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

大切な税金を使うということには、大変神経を使うべきものでありまして、緊急性、それから優先性ということは、議員がおっしゃるとおりであります。そのほかにもですね、言われたような効果とか、それから将来性を見た使い方、税金の使い方、計画の実行の仕方等とか、それから町民の命や財産を守るという基本的な考え方、これが大事だと思っております。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

おおむねそれで結構ではないかと思うわけなんですけども、私はそのかつてですね、大型

の財政を出動組むのにあたってですね、例えばこの間テレビで10チャンネルですか、やりましたけども、自分のところでとれた野菜とか魚をですね、自分のところで消費をするという、自給自費ですか、そういうことをきちっとやりましたよね。その中で、その生産者も学校に行って紹介して、地域としての地場産業を育てていくということを、テレビで大々的にこの間やりました。

本来こういう、私は前も申し上げましたけどもね、本来こういうのが学校給食のあり方なんですよ。ところが大規模な予算を投じてですね、3億8,000万円ですか、投じてこの場合、学校給食センターをつくっている。あるいはその木工陶芸施設についてもこれは余ってきた教室を利用すればいいことである。あるいはそのリサイクルセンターについてもですね、今県のほうから急きょ当時の指導文書を取り寄せましたけども、広域行政をやれということであってですね、RDFを推奨してないと思われる文書になっているんですよ。誰かがRDFをせないかんというふうに言うたというふうなことを言うもんですから、今、県へ問い合わせたわけです。

ところが、RDFを文書を見る限りではRDFを強要してないということが、強要したのは広域行政でやれということ強要しているんです。この点からもRDFを、ちゃんとしたRDFをつくって、なおかつダイオキシンをまき散らすようなことをやってきておるわけですよ。

あるいは赤羽中学の建設も町長のときだというふうにお伺いしましたけども、その当時すでに生徒数がもう60人を切ってますよね。こういうふうな将来少子化が進むという考えの中において、果して6億2,000万円からの金を注ぎ込んでですね、これを建てるということについてはいかなものだったかという気が、今いたします。

こういうふうな理念のないまちづくりをしてきたためにですね、その負担が大きくなって、そしてその一般財源を圧迫していることは、私は事実だと思うんですよ。なおかつ、その利子が年間現在の時点で2億円から飛んでいっておると、こういう状況を踏まえたときにですね、私は非常にバランスがとれてないんじゃないかと思うわけなんですよ。

さて、緊急性を要するものというふうなことについてですね、まず町長は庁舎を耐震構造行いましたよね。全国のあるところではですね、さきに学校耐震やっているところもあるそうなんです。なぜ先行してそういう弱者のところを耐震構造しないで、自分の持ち場をまず固めたのかという考え、まずお聞きします。

議長

町長。

奥山始郎町長

庁舎の件ですね。庁舎の耐震構造をなぜさきにやったかということ、学校については計画性を持って対応していきたいと思いますが、この庁舎をやった理由はいろいろありますけれども、災害の対策本部としてこの庁舎がもし壊れた場合には、いろんな対策、それから情報の提供、それからその後の町民に対するサービスがですね、混乱をしまいであります。しかもこの庁舎にはいっぱい公務員がいっぱいましてですね、この人たち、人間の命を比較しているわけではないですよ。行政、それから防災対策等に熟練をしている人たちが、つまり専門性の高い人がいっぱいいるわけなんですね。その本部としての機能を必ず確保しなければいけないと、そういう考え方でこれをさせていただいたわけでありまして。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

さきほど申し上げました、町長もそのとおりだとおっしゃった緊急性のあるものですね、私はこれ学校の耐震だったと思うんですけども、2年かと1年とか言わずに、すぐやるべきではないかと思うんですけども、いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

前者議員にもお答えをさせていただきましたけれども、今度の地震防災対策措置法についてはですね、新聞テレビで報道して大体の大枠はわかりますが、詳細については県からの情報がいろいろあります。その結果どのように対策していくかということを検討してまいって、できるだけ早急に対応したい。そのように考えてます。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

できるだけ早急に、非常に違和感を感じますけど、いわゆる住民の子どもさんたちや、お孫さんを持っている保護者の方と、率直に言って町長を柱とした役場の皆さんとの間には、かなりの私は考え方に乖離（かいり）があると思いますよ。

町長は、耐震及び改築をした場合に、費用がいくら要るか試算したことがありますか。試算したことがあったらあるかどうか、あるいはおおむね金額はどれぐらいかかるかどうかを

ご存じですか、考えたことありますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

相賀小学校の改築については、これまではおおむね10億円と踏んでおりましたけれども、今詳細には9億円前後かなと、そのように承っております。

それから、今さきほども前者議員にも申し上げたように、屋内運動場、体育館の補強についてはいろいろなケースがありますけれども、1戸当たり約2,000万円ぐらいかな、2,000万円ないし2,400～2,500万円ぐらいかなというふうに承っております。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

町長は、もう少し精査するべきではないでしょうか、最高責任者として。現在の流れをです、自民、公明、民社を先頭にしてですね、もう町の負担額は改築については20%、耐震については13%でいくということが、ほぼ固まっているわけですよ。それを実施した場合にですね、私は長島の東小学校につきましては、長島高校の跡に入れるべきだというふうな考え論者ですから、それはそれと実行したとしても、約8億円あればですね、即座にこれは耐震及び改築ができるんですよ。できると思いますよ。

だとするならばですね、ほかの費用対効果のない事業を削ってですね、次に次に延ばして、まずその耐震構造に総力を挙げるべきではないですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員の言われる考え方もよくわかりますけれども、この特措法、防災対策特措法ですね、学校に関する、補強に対する、これはあくまでも補助事業でありますんでですね、どこまでそれが国の補助、県の容認が得られるかということも考えなくてははいけません。

それから、私が今政策的にやっている事業が、それが必要のない事業なのかというように考えられそうなお発言ですけども、必要であるのでこれを考えて実施させていただきたいと、そう思っています。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

今、国会でその耐震構造についてですね、論議され、なおかつ県でも論議されていることは、すでにもう新聞でも公表されていることでありましてですね、もうほぼ決定なんですよ。13%及び20%というのは。あなたそれをご存じないだけの話なんですよ、極論すれば。

それで10億円の中では確実にこれはできますよ。私はやるべきだと思いますよ、町長は。このことは県の教育委員会で今朝も確認してます。県教委ですね。

それから1ヵ月前にも県教委へ行っていろいろ聞いてます。奨学金のあり方から入ってですね、続いてこの耐震のことも聞いてまいりました。町長のサイドの考え方遅れているんですよ。緊急であるにもかかわらずですね。

さきほど変なことを言いましたけども、町長の回答の中にあっと思ったんですけども、こういう緊急性を要するもの、あるいはもう1つお聞きしたいんですけども、現在の紀北町の堤防、これはどのような基準でつくられているか、ご存じですか。わからなければわからないで結構です。そのように教えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

現在の堤防は伊勢湾台風の強さをもとにして、設計されたと聞き及んでおります。伊勢湾台風の強さが基準ということです。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

海野は要塞みたいな高さになっておりますけども、同じレベルですかね、ほかのところと。

議長

町長。

奥山始郎町長

海野の場合も長島も引本もですね、その基準は基本的に同じと聞いています。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

実はですね、伊勢湾台風並みの強さが来たときにですね、海底状況とか、風向とか、波浪状況とか、風速とか、あらゆる角度から検討しましてですね、堤防を越える水がの量ですね 1 m³、1 m³あたりですね 0.001 t の水を堤防が 1 t 以下に抑えるということで設計されているわけなんです。そしてなおかつ予想される東南海地震津波にですね、対応しようと思えば、これは国家予算を注ぎ込まないとできないという回答なんですよ。

だとするならば、今何をしなければならぬかと言え、タワーじゃないですか、避難路の整備じゃないですか。入江議員がおられますけども、入江議員の名倉、あるいは西長島にも 1 つ必要ですよ、これは。島勝は 2 つ必要です。私の考えから言えば。あるいは長浜、引本が真ん中にもう 1 つ、そういうふうな状況を考えたときにですね、緊急の私は課題だと思うわけですよ。耐震構造についてですね。

ならば、私は茂原前山線のところへ現地視察に 1 人で初めは行き、2 日目は土建業者、3 日目は水道業者、再度今度は第三者を連れて確認をしましたけども、どう考えてもですね、1 億 320 万円の金を注ぎ込むだけの工事が、費用対効果のうえからもないと、それを先延ばしして検討する、検討課題としてですね、これは直ちにそういう費用をタワーとか、あるいは地震対策の校舎の耐震に注ぎ込むべきじゃないですか。あるいは小山山側線についても、6,500 万円の金を使って土地を買収して拡幅工事をする必要はさらさらないですよ。3,500 万円あれば小山は孤立することはないです。きちっと設計すれば。さらに上げてですね、拡幅工事までする必要はないというのは、多くの人の聞き取りをしましたけども、そのとおりだと言っているんですよ。

かつてのそのずさんな理念のないまちづくりのうえに、さらに現実を直視しない紀北町はですね、末路は自ずから決まってくるんじゃないですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

緊急性を議員は非常に強調されておられますけれども、避難ステーションについてもですね、もちろん土地の住民の方々の要望もあります。それから名倉地区を出されておりますけれども、名倉についてはこれは以前から考えておりますが、適当な建設場所がまだ見当たらないというところが 1 つのネックになっております。それから島勝については、どのような方法がいいのか、避難タワーということは、まだ聞いていないところであります。それから引本区については、今すでに 2 ヶ所タワーをつくっておりますね。そのほかに奥村議員のお

考えでいろいろ必要性があらうかと思います。

けれども、すぐにすべてあなたの頭の中で考えられる計画が実行できるとは、これは言えません。ですから、その辺はご理解をして、年次的に住民の安全対策、避難路整備等をやっていきたくと思っています。

それから、山側線につきましてもですね、これは長年の地域住民の要望であるし、これは私はさきほども申し上げましたけども長期にわたって、将来を見据えた1つの政策的な事業であるという観点から、ご理解を賜りたいと思います。あくまでも避難路を兼ねた住民の安全・安心を兼ねた、考えた道路整備であるということでございます。以上です。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

すでに県道 422号線ができてですね、なおかつ大宮化成さんの前の道路ができておる段階においてね、この道路は私は必要ないと、こんな金があったらですね、耐震に回すべきでありますね、学校の。あるいはその多くの人が困っている透析ですか、あれも 800万円出して車1台買えばですね、多くの人がパーフェクトに今すぐ解消されるんですよ。

あるいは、私が参加した奨学金のことで、現地から出てきたのは交通費ぐらいは 100%出してあげてほしいという意見もあります、学校の先生からの。そしてなおかつ、私はいつもかつて長島からとか、あるいは相賀から朝一番で乗るとですね汽車に、津とか松阪へ通った女性の意欲ある生徒もおるわけですよ。そういう費用対効果のない金のところへ注ぎ込むんじゃないに、教育とか文化とかですね、あるいは現在必要としているところにまず回すべきではないかというのが、私の考えなんです。私は町長は間違っていると思いますよ。

これは全町民に一遍テレビも見ていることですから、町民の皆さんどうですかね、これは、この考え方は。費用対効果の全くないというふうに等しいところに、2億 5,000万円からの金を回すのがいいのか、あるいは生活が困っている人とか、あるいは文化、教育、あるいはその学校耐震とか、そういうところに回すべき筋合いのものだと私は思うんですけど、町民の皆さん一度お考えになってください。

それから、町長その引本のクリーンクリーンデーのときに、町長に来ていただきました。町長はこれはパッと見られて、上の段差の隙間があって、これ町の金でやられたれよというふうに、町長はおっしゃった。そしてそのあとまた上から栗石が落ちてきたところを町長に確認してもらいました。ところがそのあと、町長どうなりましたかと言ったら、いやもう安

い費用でできると思ったらできない。そのままですよ。75万円から 120万円の金を町長あなた出し惜しんだんです、あのときに。そのために私は何回県へ行ったんですか。

そういうふうなですね、片方では億を超える費用対効果の薄い金を注ぎ込みながら、片方では直近の命の危険があるところに金を注ぎ込もうとしない、あなたの姿勢について私は極めて違和感を感じるものであります。

次に、産業廃棄物の問題ですが、町長はある面ではさきほどそれなりのことを申し上げましたけども、研究の結果によりますとですね、私たちが一番健康を保てるのはですね、自分の町の野菜や自分の町の魚ということなんです。これは大学の環境資源化、環境生物課の大学院の教授ともいろいろお話をしたところですけども、だから一番我々が大切なのは、この水によって生み出される土壌とか水とか、そういうことなんです。

なぜ、必要なのかと言えばですね、それが子々孫々にどのような影響を与えるかということ、町長、是非考えてほしいんです。ダイオキシンとか、あるいはその有害物質とかですね、あるいは化学物質で汚染された場合ですよ、これは。それが魚に取り込まれて私たちの血となり肉となるわけですよ。ところが私たちには子孫がどんどん増えていきます。その体内に蓄積された、仮にですよ、有害物質があるとすればですよ、子々孫々にそれが受け継がれていて、大変なことになるというのが、現在の最先端の病理学なんです。そういうことを考えたときにですね、私はこれはあくまでも環境保持にいくべきだというふうな考えであるわけです。

さて、さきほど環境課長より県から送付をしてきただけだと、ほかに指示はなかったというふうにおっしゃいましたけども、町はですね、前にも木くずのときに私がかかなり強く申し上げましたけども、三重県産業廃棄物処理指導要綱というのを検討しなかったんですね、町長あなたは。どうなんですか。これは環境課を含めて、本来はこれを、これを基にしてですね、議員も巻き込んで全庁的な討論すべきなんです。どうなんですか、町長これは。なぜ検討しなかったんですか、したのですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

木くずの問題につきましては、町はきちんと県のほうにその町の考え方をまとめて、報告をしております。

19番 奥村武生議員

私はそうじゃないんですよ。木くずのときに私が指摘しましたことなんですけども、三重県産業廃棄物処理指導要綱、これを検討したのですかということを行っている。私あのとき町長に直接指摘させていただきましたよね。

奥山始郎町長

企業として、環境のために守るべきものは、それは産業廃棄物の場合は県がそれを指導いたします。

議長

奥村議員、質問をもう一度。ちょっと町長のほうは理解しにくいところがございますので、もう一度お願いいたしたいと思います。

19番 奥村武生議員

私は木くずを出したのはですね、あのときに私が強く町長にもうこういうのがありますよと、町長さん、おっしゃったわけです。言いました。それは三重県産業廃棄物処理指導要綱、これなんです。これから入っていかなあかんわけですよ。これで調整を、事業者と調整をしたあと、今度は県、事業者が県へ申し出る筋合いのもなんですよ。ここが一番大事なんです。そのあと県から事前協議という形で下りてくるわけなんです。ここをしないとですね、何が何やら、その地域の要望何か伝えることはできんわけですよ。どうするべきか。

あるいは排水が大丈夫なのかとか、排気は大丈夫なのかとか、どういう薬品をひよっとしたら使っているんじゃないですかとか、あるいはもっと適切な場所はないですかと、誰もが考えているのは私に言ってきたのはですね、町民の皆さんが、奥村さんなぜその特定施設が川の流域につくるんですかと、これだけは止めてくださいというのが、海山区のあなたご存じないかもしれませんけれども、海山区の圧倒的多数の人の願いなんです。

最低つくるにしてもですね、川の流域を避けてほしいという考えぐらい、あなた持つべきじゃないですか。この指導要綱討論したのですか、しなかったのですか、検討、それだけ教えてください。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

奥村議員ですね、今言われておるのは指導要綱のですね、事前調整ということで第6条のことを言っておるのではないかと思います。これについてはですね、ちょっと前文だけ朗読をさせていただきますが、処理業者はですね、この第6条は土地の利用に関する契約に

適合させるとか、その土地利用に関する条例、または要綱等に基づく決議をするということですね、その機械を設置するときに、計画をしていけない場所とかということが、ここに明記をされております。

その中で、計画地を選定する場合にはですね、次の立地に関する基準を遵守するということで、計画地から除外することということでは、自然公園法とか、三重県の自然公園条例とか、そういうところにですね、つくってはいけないということでございまして、それについては業者の方もみえまして、その土地利用について業者と町と話し合いをさせていただきました。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

徹底的に話し合いをしたのですか、あなたは、町長は。議員にも、肝心の議員というのは地方から選出されてできておるのですよ。こんな県へ回答するときになって、教育民生開かれたって何の意味もないですよ。だからあのときにも言ったんですよ。議員をないがしろにするなど、町長は責任もある。しかし、私どもも選ばれて責任があるんですよ。徹底したこれを基に基づいてですね、いろんな角度から検討して、そして共存共栄でやっていけるのかということ、議員も巻き込んで討論すべきじゃないですか、町長。

だから、私は言ったんですよ。シャープな頭の切れ味の人、頭脳集団を揃え、なおかつ一生懸命努力して、そういうふうでなければ対応しないと命と健康守れないよということは、再三再四申し上げてあるじゃないですか。この法律すら遵守できないじゃないですか、指導要綱すら。話になりませんよ、こんなことでは。

続けて申し上げますけども、それではですね、ここにですね再生するものと再生しないものと分けると書いてありますけども、これできるんですか。あるいは融解するときはそのどいういう薬品を使うのか、使わないのですか。あるいは現在ですね、プラスチック類、ペットボトルをこれを当然中にはいろんなものが入っているわけですよ。これを洗浄するのは大丈夫なのかとか、そういうさまざまなものがあるわけですよ。

だから、いろんな角度から私の言うのは、時間をかけて検討するために、しなさいという、これはそのためにこれがあるわけですよ。そのことを指摘しているじゃないですか、木くずのときに。木くずのときにこれは説明しているんですよ。まずこれを出してきて、町でやらないかんわけなんですよ。町で十分な角度から検討して、それでその結果を県に報告して、

県から下りてくるというのが、事前協議なんですよ。このルールすらあなたたちは知らないんですよ。町そのものが。ここでしっかりやっておけば揉めることはないんですよ。

当事者の議員も来てます。かつての浜千鳥リサイクルですか、これやらなかったという話を聞きましたよ。いやいや町がきちっとしないもんで、しびれを切らして県が許可を出したと。これをきちっとしてけば、裁判にはならなかったのではないかという人だっておるんですよ。

非常に違和感を感じますね、これは。猛省を促しますよ、町執行部の。少なくとも川の流域は避けるべきじゃないですか。そういうふうにもう一度審査して出し直すと、いろんな角度から検討して、町へ申し上げるとのことぐらい言えないんですか、町長。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今の奥村議員と町の町長との間の、また環境課の答弁の中ですけど、ちょっと奥村議員勘違いしておるんかわかんけど、要は申請書というのは先に県へ出すんですよ。産廃に関しては。そして産廃に対して県の受け付けを待って、今度は受け付けをもらった県が、その立地の市町村へ向いて戻すわけですよ。ここで初めて事前協議になる前のいいですかという、町のここで調査とか、いろんなもんが出てくるわけです。事前協議というのは、もう県と業者と立地の市町村が担当が集まって、問題はないですかというようなこのシステムなんですね。

だから、さきほどのちょっとシステムの中のあれは、一廃と産廃の受け付けとあれは違うということだけを認識、町長しておったら、すぐ答えられると思う。

議長

町長、その辺のとこ理事者のほうから、もう一度はっきりと説明したってください。

19番 奥村武生議員

議長、これは中野氏が一番よく知って、中野氏に聞いてください。この指導要綱についてあのときに中野氏がこういうことですよというふうに、皆さんに説明してましたから、あのときに、再度説明してもらってください。

議長

町長。

奥山始郎町長

私が承っている、その行政の区分というのは産廃は県が許認可をいたします。一廃は町が対応いたします。その中で今、入江議員が言うたように、許可を申請して県から意見書を町はこれについてどう思いますかといったときに、町の考え方を書いて送ります。そういう対応して環境を県とともに連携しながら、監視していくというスタンスでありますので、そこご理解いただきたい。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

19番 奥村武生議員

違いますよ。これ6条ですよ。事前調整というのがあるんですよ、事前調整。そして事前調整が済んだあと今度は事前協議に入るんですよ。違うんですか。

議長

今のは質問に入ると思います。

19番 奥村武生議員

違っておったら町長、後ほどでも訂正してくださいね、後日でも結構ですから。

それから、最後の私のさきほど申し上げました、いかにその環境が大事ですね、水が大事かということ、町長おわかりになっていただけたんですよ。水によってですね、水が流れて今、尾鷲湾ですね、尾鷲の漁業、私の聞いたところでは尾鷲漁業組合長と、伊藤市長の大英断によってですね、尾鷲湾が浚渫されたわけです、浚渫工事が。それは素晴らしいことだったんですよ。ところが持っていくところが、処理の仕方に困って、ああいうふうな二転三転した空転した結果になったわけですよ。浚渫工事そのものは素晴らしい英断だったんですよ。それを私たちが教訓として受けるならばですね、今の時点からでも海へ汚水とか、いろんなものが流れ込まないように、是非対策をとるべきじゃないかというのが、これから学んだ教訓じゃないでしょうか、町長、そのように邁進してほしいと思うんですけども、いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

汚水が海へ行かないように、いろんな基準があってですね、法制度もあるんです。それを遵守し、それを指導していくという行政のスタンスは失わないようにしてまいりたいと思います。

議長

あと1分半です。まとめのほうお願いします。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

私は前も日本土石さんのときにも申し上げましたけども、そして現地の紀宝町へ行きましたけども、町の職員というのはですね、どういうふうなプロセスかは熟知すべきなんですよ。どういうふうな中間処理でもってどのように商品化されていくかということを、知らないと言ったじゃないですか、環境課長そのもの。それこそが町の問題なんですよ。そのことを指摘しておきますよ。

もう時間がございませんので、電動化の問題につきましてはですね終わりますけども、多くの面で町長があれですよ、引本のその階段の上り口のところでもですね、前の区長が住民の皆さんに言われて朝の3時までそこで張り付いたこともあるんです、夜中の。それほど引本公園からの落石が多いんですよ。それでその人も大雨がくると逃げているということもあるんですよ。だからこういう引本の参道についてですね、これは最後ですからね、参道について私は再三再四申し上げているんですよ。

県はどう言ったかと、これは町がやる筋合いのものですと、はっきりと言っているんですよ。だからどんだけ町が県を責めたってしないですよ、これは。だったらその危険箇所をどうするのか、町で町がやるべきだと県は言っていた。町がやるべきじゃない、予算を。500万円や600万円のできるじゃないですか、なおかつそれでも苦しいと言うから、私は県のその県民センターにいったらですね、これは避難道になっているから、県から補助金が半分出ますと言っているわけですよ。半分出るからやったらどうかということで、再三再四危機管理課に言っているのにですね、何のその対応も示さずにですね、現在に至っておるじゃないですか、困るよそういうことでは、危機管理課長の姿勢は。

議長

奥村議員、時間でございます。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃったのは、引本の避難路整備のことですね。

19番 奥村武生議員

そうですね、避難路整備、避難道になっているもんですからね、そこは。引本の上りの公

園地区は、そこでなおかつ非常に危険な、下にこう石が立っているもので、すごい勢いでその前の西岡さんだと思いますけども、区長さん。言われて大雨の日にもうそこへ入り込んでですね、朝の5時までそこにおったというんですよ。それほど危険なところなんです。

奥山始郎町長

避難路整備については、よく現地を見て担当課もそれはよう熟知していることだから、どのように対応するか検討してまいります。

19番 奥村武生議員

ありがとうございます。

議長

これで、奥村武生君の質問を終わります。

議長

ここで3時15分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 01分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 15分)

議長

次に、17番 松永征也君の発言を許します。

17番 松永征也議員

17番 松永征也、一般質問をいたします。

まず、特定健康診査の円滑な実施についてを質問いたします。

生涯を通じ健康に暮らしていくことは、すべての人々の願いであります。しかしながら、近年、大病を誘発するとされる糖尿病や高血圧といった生活習慣病が年々増加をいたしております。健康を守っていくうえにおいて疾病の早期発見、早期治療は最も大切であります。このような背景のもと、本年4月から法律に基づいて国民健康保険など医療保険者に対し、40歳以上のすべての加入者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、及び特定保健指導の実施が義務づけられたところであります。

したがって、これからの国民健康保険事業の運営は、これまでのような、ただ単にかかった医療費の給付を行うということだけでなく、加入する被保険者の方々の健康管理、保健指導についても、積極的に取り組んでいくことが業務の大きな柱となってまいりました。今後、加入する被保険者に対し特定健康診査、特定保健指導を効率的に行い、しかも効果を上げていくためには、何と云ってもきちっとした体制を整えることが最も重要であります。

これらの健康診査等を実施していくうえにおいて、保健師など専門職との連携は必須となっておりますが、本町の場合は特に保健師など専門職の所属する福祉保健課とは、事務所が離れていることもあり、十分な連携がとれるものか危惧されるところであります。医療保険者として新しい国民健康保険事業を責任を持って円滑に推進していくためには、国保担当課に保健師など専門職の配置は是非とも必要であると考えますが、町長どのようにお考えか、ご所見をお伺いいたします。

次に、ふるさと納税についてをご質問いたします。

ふるさと納税制度を盛り込んだ改正地方税法が、平成20年4月30日国会で成立いたしました。本町においてはこれを受け、同日、専決処分によって町税条例の改正が行われたところであります。ふるさと納税制度はふるさとに対し貢献、あるいは応援したいという方々の思いを実現させるためのものであり、寄付先は出身地に限らず自由に選ぶことができるため、ふるさとへの恩返しという面と、好きな地域を応援するという側面を持ったものであると考えます。

さて、都会には自然豊かで人情味あふれる我が紀北町を愛してくれる、あるいは応援したいと思う方々は大勢おられるものと存じます。各地においてすでにホームページやパンフレットなどによって、PR合戦が始まっております。本町においてはこれまで本町出身者や、町にゆかりのある方々に呼びかけを行うなどして、紀北ふれあいネットワークの会員を募るなど、都市との交流を図っておりますし、また商工会、観光協会においても同様、活発に取

り組まれておられるところであります。

さて、本町においては受皿となる基金の創設など、早急な対応が必要であると考えますが、今後の取り組み等についてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞きいたしたいと思っております。

議長

町長。

奥山始郎町長

松永議員のご質問の特定検診の円滑な実施をにつきまして、お答えいたします。

議員も述べられましたように、我が国は国民皆保険制度に基づく高水準の医療・保健体制を実現して国民の平均寿命は世界最長を達成するに至っております。ただ、急速な少子高齢化の進展の中で国民医療費は毎年増え続け、その中でも虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が死亡原因の約7割、医療費の約3分の1を占めております。

そこで、国では著しい医療費の増加傾向を抑制するとともに、将来にわたり国民皆保険制度を持続可能なものにしていくため、平成18年の6月に医療制度改革を行い、この一環として高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、本年の4月から医療保険者ごとに40歳から74歳までの年齢層に対し、糖尿病をはじめとする生活習慣病に関する健康診査を行い、この健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある人に対し、保健指導に関する専門的な知識・技術を有する保健師などが行う特定保健指導を実施することが義務付けられました。ただ、75歳以上の方は努力義務となっております。

この制度は、医療保険者ごとに義務づけられましたことから、紀北町の医療保険者としての国民健康保険として、特定健康診査等実施計画書を策定して、すでに取り組みを始めているところでございまして、現在、特定健診をしていただくための受診券の発送作業をしているところであります。7月下旬ごろには、75歳以上を含めた対象者の方に受診券を発送する予定にしておりますので、多くの方の受診をお願いするところでございます。

この計画は5ヵ年計画で、本年度から平成24年度までとなっております。その後も5年ごとに計画を策定することになっております。また5年ごとの目標数値も設定しております。平成24年度までに特定健康診査の実施率を65%、特定保健指導の実施率を45%、またメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率を10%に設定しております。この数値目標は前項の自治体に共通した数値となっております。

これらの数値目標は、後期高齢者医療保険制度における財源負担として、全体の4割を若年者の医療保険から支援金という形で拠出していただく後期高齢者支援金につきまして、こ

の達成状況を勘案してプラスマイナス10%の範囲内で加算減算の調整が行われることになっておりますので、対象者の方々のご協力をお願いするところであります。

そこで、議員ご指摘の保健師等の専門職を国保の担当課へ配置すべきではないかのご質問でございますが、できればそうしたいところではございますが、議員もご存知のように、現在、町におきましては職員の削減を進めておりまして増員することは難しいものと考えます。また現在、福祉保健課に配属している保健師を、国保の担当課である住民課へ配置替えることも、町民全体の保健事業の観点からして検討を要するものと思います。

したがいまして、ご指摘の点につきましては、今後の保健事業のあり方の中で、また7月下旬ごろに受診券を発送して、実際その結果に基づき健康指導が実施されますのが、10月以降ではないかと思われますので、これらの様子を見ながら、この事業の効率的かつ効果的な体制を検討してまいります。

それまでの間は、今もやっておりますが、住民課と福祉保健課の両課で連携を密にして対象者の方々に支障をきたさないようにしてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税制度についてのご質問にお答えいたします。

前者議員にお答えいたしました内容と重複するところもありますが、ふるさと納税制度につきましては、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという気持ちを持つ方々の思いを実現するため、地方公共団体に寄付を行った場合、住民税からその1割程度を上限とし、寄付金額を税額控除するものであります。また、寄付をする場合は、出身地に限らず都道府県、市町村を自由に選ぶことができますものであります。当町にとりましても、新たな自主財源として期待するところであります。

このようなことから、関係する課により協議を進めているところであります。町といたしましては、紀北町第1次総合計画に盛り込まれた事業などを考慮し、町の特色や魅力を含め、広くアピールできるものを打ち出していくことが、重要になってくると考えています。啓発の方法としましては、町のホームページの活用や各課イベントでのPRもその1つではないかと考えております。

また、ご質問の基金条例であります。今申し上げました内容を吟味し、寄付をいただく皆様の意思をくみ取れるものを設置したいと考えています。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

特定健康診査でありますけどもね、体制であります、保険者にこの健診が義務づけられたということで、これまでは老人保健法によって行われておって、ある程度曖昧なところがあつたけども、今後はですね、きちとしたその個々の対象者に対しての行動計画を策定したり、また一定期間後の評価もですね、行っていかんなんという厳しい制度になったわけですね。

これにですね、的確に対応していかないと紀北町が遅れていくわけなんで、もうそのためにはですね、やっぱり何と言っても体制をきちとしないことにはいけないと思うんですね。そしてですね紀北町の内部の問題としてですね、国民健康保険は住民課にあって本庁にあるわけですね。それで保健師のほうは福祉保健課にあって、かなり離れたところにあるということですね。

しかし、この保健師の活動のですね、大変貴重な資料ともなるレセプトですね、診療報酬明細書、あるいは被保険者台帳とか、そういうものは一切国民健康保険のほうに備え付けられておるわけですね。したがって、別々に、そしてどんなふうに対応していくのか、本当に職員もやりにくいんじゃないかと思うんですね。その辺どんなふうな、これ持ち出しはできませんね。個人情報保護の関係もありますから、そこら辺もお聞きしたいですね。どんなふうに対応していくのか、これはですね、2年ほど前からこのような制度に切り替わるということが言われてとこのか、決まっておったわけですね。

したがって、これまでに十分準備する機会があつたわけなんですけども、これに適切に対応していないように思うんですね。それで専門職なんですけども、その合併してもですね町民の皆さん、何も良くなならないという厳しい声を聞くわけなんですけども、合併の際にですね、よく言われたことは組織が大きくなればですね、職員の専門化が図られて、そしてしたがって、質の良い住民サービスが行われるようになるんだというふうなことをですね、もう言われてきたわけなんですけどもですね、生かされていないように思うんですがね。高齢化がどんどん進んでおる関係で、ただでさえ保健師等の業務が増えておるわけなんですけども、保健師の採用なんか合併後1人もされておらん。

一般職についてはね、これは財政の厳しい中ですから、削減はこれは致し方ない。またそのように実行されておると思いますが、その専門職についてはですね、是非確保していただいて、住民サービスの質の向上というのかね、そこらを図っていただきたいと思うんです。

聞きますと、この3月の末で保健師が1名退職したと聞いておりますけど、これの補充な

んかどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のご指摘はよくわかります。今申し上げたとおりですね、保健師を福祉保健課から住民課へ移動するということにつきましてもですね、じゃこれまで保健師が担ってきた業務についてはどうするかという問題もあります。それからご提案としてですね、専門職については増員でもどうなんやと、一般職はそれはまあ削減の方向で、職員にも厳しい状況ですけども、それはわかります。

しかしながら、当面ですね、今7名いると聞いてます。保健師が。その保健師のやり繰り、それから両課の協議によってですね、何かいい知恵が出てこないかということは今、模索をいたしております。だから今後の課題としてですね、議員の指摘をよく忘れることなく考えてまいりたいと思います。以上です。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

そのようなことで、合併すれば専門化が図られて、それでもう質の高い住民サービスを行うんだということであったのでね、専門職についてはですね、是非ひとつ確保していただくように、お願いしたいと思います。

国民健康保険での対象はですね、40歳から74歳までですね。75歳以上の健診はどうなるのかですね、これは町民の大きな不安にもなっておると思うんですが、新しい制度ではですね、75歳以上は県の後期高齢者医療広域連合のほうで扱うことになりましたが、どのようにされるのかですね、ちょっと説明をお聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

詳しいことを知っている担当課長に答弁させます。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

ご質問にお答えさせていただきます。議員さんもですね、ご存じのように今度の特定健康診査ですね、それと特定健康指導につきましては、40歳から74歳までの方を対象にですね、実施が義務づけられておりますが、75歳以上の方につきましてはですね、議員さんもさきほど言われましたように、努力義務ということになっております。

そこで、75歳以上の方にですね、どのようにするのかとご質問ですが、75歳以上の方につきましては、後期高齢者医療保険のほうに移行されましたので、三重県の後期高齢者医療医療広域連合のほうからですね、受診をしていただくための受診券をですね、全員の方に送られると聞いております。

また、その時期でございますが、町が国保の加入者に受診券を送る予定のですね、7月下旬ごろに同じ時期になるということ聞いております。受診結果につきましてはですね、医療機関から後期高齢者広域連合のほうを通してですね、町のほうにきますので、これに基づきまして市町におきましてはですね、健康指導必要な方に行うということになっておりますので、我が町としてもですね、そういう方に対して福祉保健課のほうになろうかと思うんですが、指導をさせていただくということでございます。以上でございます。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

もう1点お聞きしたいんですが、町長ですね、最初の答弁のときに実施計画書を策定したということをおっしゃられたわけなんですけども、この法律でいくとですね、この実施計画書は町民に広く公表しなければならないということになっているはずなんです。住民にですね、お知らせしなければならないということになっているはずなんですけども、この公表の方法なんかどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

その方法につきましても、担当課で課長が答えます。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

さきほども申しましたようにですね、7月の下旬ごろに退職者の方全員にですね、受診券

を送付します。この送付のところにおきましてですね、この制度の案内文書を同封させていただきます。

それと町広報の7月号でもですね、この制度のことについてのお知らせをすることに予定しておりまして、また、かつですね、ケーブルテレビの行政放送で7月3日から9日までの7日間、この制度についてですね、案内とPRもするという予定にしております。以上でございます。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

この特定健診の実施について、あれですね、これまでのやり方から大きく変わったわけなんで、それにですね、的確に適応というのかね、対応していただきたいと、さきほど申しましたように、基調となる資料はすべてこちらにあるわけですね。いちいち来ていただかんならんとかいうことになるわけなんで、持ち出しはできないと思いますね。職員の仕事のやりやすいような効率的な業務ができるように是非、検討するということでありましたが、考えていただきたい。早急にお願いしたいと思います。

それから、次のふるさと納税のことについてであります。ふるさとで生れ、育ってですね、義務教育を終わるわけですね、そして成人になって都会へ就職をして、それで都会で稼いで都会へ税金を納めるということですね。このようなパターンとなっている方が多いと思うんですが、また一方においてですね、このお年寄りのご両親なんかをですね、ふるさとへ残すというのか、残りますね、お年寄りほとんどが。このお年寄りについてですね、ふるさとのほうの市町村で面倒を見ておるのは実情ですね。

例えば介護保険、介護保険なんか費用の12.5%は市町村が負担しておるわけですね。予算書を見るとその額は紀北町でも年間3億円に近いわけなんですわ。このようなことがですね実態で、財源の必要な年代のときはふるさとで厄介になって、そして所得を得て税金を納める年代のときは都会でというパターンであるわけなんで、したがってですね、このふるさと納税制度の創設についてはですね、私も十分わかっておるんですが、長年、町村会等を通じて働きかけをしてきたことでもあります。したがってね、このふるさと納税制度、町の活性化のためにですね、多いに活用すべきだと思うわけなんです。

そして今朝ほどのですね、前者議員にもご答弁されておりましたが、まず受皿となる基金の造成が必要になると思うんですが、私はね、この基金の造成はですね、条例のほうは4月

に専決処分によって改正がされたわけなんで、この6月にですね、今回の議会に基金条例が出されるものとおったわけなんですけども、残念ながら出ていないと、そしてご答弁ではですね、9月ないし12月というようなお答えであったわけなんですけど、少しちょっと遅いと言うのかね、もう少しこう早い対応が必要なんじゃないんかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この条例がですね、遅いというご指摘なんですけど、収入につきましては現予算の寄付金収入として受け入れが可能であります。ただし、新たな目の設定が必要であると思います。寄付申込書、納付書の書式については検討中ではありますが、早急に作成したいと思いますという、そういう考え方でおりますんで9月、できたら早めの9月の議会に上程させていただきたいと思います。ご理解をお願いします。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

紀北町はですね、過去を見ますと、これまでですね何ですか、紀北ふれあいネットワークとかですね、いろんな事業やって、都会とのかかわりというのかね、その辺を一生懸命に活発にやってきたところなんですけど、これまでは。こういうところから見るとですね、今回の対応はちょっと遅いと、正直言うて思っておるわけなんです。

この制度についてもですね、もう今年の9月ごろから動き出しておったわけですね。そしてもう県のほうでは2月にホームページへ掲載されておりましたね。そのようなことで十分準備がね、その正式に4月に決まるまでに準備もできたはずなんですけどもね、そのようなことですね、できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。

そしてね1つだけ、提案ということで申し上げたいんですが、税額は5,000円までは自腹になる制度となっておりますね。この5,000円に大体匹敵するような特産品をですね、寄付してくださった方に進呈するというような方法、これは午前中、前者議員も言われておりましたが、私もですね、こんなようにしていけば町の誠意も伝わりますし、また特産品のPRにもなると、一石二鳥にもなるんじゃないかという気もいたしますのでね、提案をしておきたいと思うんですが、以上で私の質問は終わりたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長

これで松永征也君の質問を終わります。

次に、12番 平野隆久君の発言を許します。

12番 平野隆久議員

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回の一般質問の内容は、紀伊長島区における市外局番の変更についてですが、来年の平成21年4月1日から市外局番が海山区と同様の0597に統一され、市内局番が紀伊長島区が40台の2桁となり、来年からは同じ町内で市外局番をかけなくても良いということになると、5月の「広報きほく」に載っておりました。

私も以前、合併時に両地区の市内局番の違いにより、同じ町内でありながら市外局番からかけなくてはいけない行為は、合併した両区の一体感を阻害するものであるので、できるだけ早く市外局番を統一すべきであると述べております。本来でしたら、旧海山町が市内局番を2桁にした平成15年に、旧長島町においても市内局番を2桁にしておくべきだったと思います。また住所の変更の伴った合併時にも変えるタイミングがあったのかとも思っております。

まず、市外局番の統一が、なぜ来年の4月1日になったのかについての経緯、及び理由についての答弁をお願いしたいと思います。

続いて、平成18年の2月23日に設立され、現時点で2年半が経過している地域協議会の実績と効果と、今までに要している経費についての答弁をお願いします。なぜ市外局番の統一の件で、地域協議会の答弁を求めているのかということについては、以前にも何度か答弁を求めているのですが、合併時に地域自治区を設置することによって、住所表示が結果的に長くなり、住民の方々の不評をかっていている現実があります。

合併時において、地域自治区の必要性については、合併協議会においても喧々諤々と議論がなされ、地域自治区を設置することによるメリット、デメリットの議論よりも、合併するために地域自治区制度を導入するかしないかの議論に徹し、最終的に合併するために、地域自治区を認めた経緯があったように、私は理解しております。

そのため、あのころの話では、地域自治区は5年ぐらい存続させたいという話も出ていたかと思います。また町長も当選直後の平成17年10月の某新聞に、地域自治区は新町の一体化とは異なる要素を含んでいるともコメントしております。ところが同年の12月の議会の私の一般質問に町長は、地域自治区の設置期間については、今後の地域協議会の審議運営状況を

見ながら、地域協議会や議会の皆様ともよく協議をして、決定してまいりたいと答弁されました。

今回、市外局番を統一させるということは、町内での一体化の意識を向上させるのが最大の理由であると思われませんが、反面、市内局番の変更に伴い、少なくとも紀伊長島区の商工業者、現在およそ 620～ 630が社判や名刺、伝票等の印刷物などの変更を余儀なくされます。また今後、地域自治区を解消した場合には区制がなくなるため、今度は紀北町全体の商工業者や住民の方々が、合併時と同様の住所の変更が再度必要になってきます。今後の何年かの間に紀北町の商工業者にとって、少なくとも二度の経費負担が強いられる状況が考えられます。

市外局番の統一と地域自治区の存続の問題を同時進行すれば、二度にかかる経費を一度で済ますことができます。この不景気になかなか売上が見込めない現況の中、地元業者は経費の節約を必死になって行っているのが現状です。今、紀伊長島区の商工業者に変更の経費がかかろうが、町内の一体感を高めるために、市外局番を統一しようとする反面、一体化と異なる要素を含んでいると言いながら、地域自治区については協議の結果では存続していく可能性がある、理解できないような答弁をしております。

これらについて、私は理解しがたいのですが、町長自身、今後の地域の一体化についてのビジョンをどのように考えているのか、答弁をお願いします。

今回、この施策で町長の考え方を問うていますが、本来でしたらこれだけに限らず、紀北町を背負う理事者として一貫性のある施策をしていただきたいという願いであります。いろいろな施策をしていく中で、優先順位をきっちりと見極め、住民の立場に立った施策をしていただきたいと思って、今回の一般質問をさせていただいております。

あと、関連につきましては、自席にて質問いたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

平野隆久議員のご質問にお答えいたします。

1点目の紀伊長島区の市外局番の変更が今日に至った理由についてであります。この地域の市外局番の変更については、平成15年3月に旧海山町と尾鷲市が市外局番を統一しております。その当時、旧紀伊長島町も統一するかどうか検討いたしましたが、市内局番が1桁から2桁になると商工業者や住民の皆様には負担がかかるということや、回線に余裕があるこ

とから統一を見送った経緯があります。

その後、合併を進める中で、事務レベルの段階であります。市外局番の統一について総務省東海総合通信局と協議を行った結果、商工会や自治会の同意が得られれば統一は可能であるが、手続き等に1、2年かかるということでありましたので、合併と同時に市外局番を統一できないことがわかりました。

今回、紀伊長島区の市外局番を変更するのは、紀北町になって同じ町内でありながら市外局番が違ふのは、住民の皆様の一体感を阻害するものであり、両区の融和をさらに進めるため、平成18年12月に商工会と自治会連合会からそれぞれ同意書をいただいて、平成19年3月に総務省東海総合通信局に市外局番統一の要望書を提出いたしました。その後、協議を重ね、平成20年4月4日に総務大臣による官報告示がなされ、約1年の周知期間を取り、平成21年4月1日から市外局番が統一となります。

続いて、2点目の地域協議会についてであります。紀伊長島区と海山区において、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成18年2月23日にそれぞれの区で15名の構成員で発足したところであります。すでに2年と4ヵ月を経過したわけでありましたが、地域自治区の設置に関する協議書第7条により構成員の任期は2年と定められていることから、現在、2期目の任期を迎えております。

この間の活動状況についてであります。両区ともに平成17年度1回、18年度と19年度は4回ずつ、本年度になってからもすでに1回の協議会を開催しております。

まず、紀伊長島区地域協議会におきましては、当初、地域協議会の役割、方向性についての協議が行われ、住民と行政の協働を推進し、住民の自治意識の育成をはかるということに重点をおき、住民に対しても、行政に対してもまちづくりについて働きかけていくという、方向性を見出し、1年目は防災まちづくりを活動テーマとして、平成18年12月に防災の町づくりに関する意見書をご提案していただき、家具固定の推進につきましては、平成19年度に予算化し町としても取り組んできたところであります。

翌年度におきましては、防災に限らず紀伊長島区の課題、あるいは行政の考え方を再検証するため、平成19年12月に紀伊長島区の課題・問題点に関する意見書を合併協定書の主要な協定項目、ごみ問題、有害鳥獣対策、熊野古道を主軸にご提案いただきました。

また、海山区地域協議会におきましても、当初海山区内の災害復旧事業の進捗状況や、各施設等の管内視察を実施し、海山区の問題点、住民と行政の協働によるまちづくりなど、行政全般に関することを協議していただき、平成18年11月に海山区の課題問題点に関する意見

として、産業振興、防災対策、環境問題、行政一般に関する意見をご提言いただきました。このうち市外局番の統一については、来年4月から、水道料金の統一につきましては、本年7月から実施することとなっております。

翌年度におきましては、組織機構の見直しで海山総合支所が本庁に統合されたことにより、海山総合支所庶務課から引継ぎを受け、総務課が海山区地域協議会の事務局となりましたが、海山区地域協議会では、前年度に提言した意見を検証するとともに、特に活発に議論された観光をはじめとして新たな項目を取り入れ、平成20年1月に再度、海山区の課題・問題点に関する意見をご提言いただいたところであります。

いずれの地域協議会にも、年度の最終の協議会には私自身が出席させていただき、貴重なご意見を直接いただいたり意見交換し、町行政を遂行していくうえで参考にさせていただいております。

次は、地域協議会をいつまで存続させるということやった。

12番 平野隆久議員

実績と費用と経費はいくら。

奥山始郎町長

はい、申し上げます。次に、両区地域協議会の経費につきましては、平成19年度末までであります。報酬が111万7,000円、職員2名の視察研修旅費として5万7,000円、事務用品等の需用費が5万2,548円、合計122万6,548円であります。

それからビジョンと、その前に何かありました。

一体化のビジョンですけれども、これは私も選挙の中の公約の1つに上げております。これは当然、合併したもんですから、一体化していくのが一番適切なあり方なんです。これには時間もかかります。ですから協働でやる事業、あるいはイベント、それから住民の皆様には一体化共同の意識を啓発していくということで、長期間を考えたうえでの一体化を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それでは、まず市外局番の統一が来年の4月1日になったと、今までさきほど申しましたように昔ね、平成15年に旧海山町が2桁になったときに、旧紀伊長島町もなぜ2桁にしなかったのか。今、町長が言われましたように、そのときにある程度相談もしたんでしょうけど

も、執行部が、結果的には執行部がいろいろ経費がかかるということで、1桁のまま決断したということに理解してよろしいですね。12月議会でもそのように町長は確か答弁されたと思うんですけども、はい。

結果的にね、だけど結果的に合併のときに関しては、1、2年期間がかかるということで、そのときにしたくともできなかつたというふうに、僕は理解したんですけども、ただ、結果的には波で、結局2桁にしていくということで、今回来年の4月1日ということになったということで理解しているんですけども、その基本的に僕が言いたいのは、結局その住所の変更長くなりましたよね。それは地域自治区ということがありまして、それはあとでちょっと話もしますけども、結果的に住所が長くなったと、その住所の変更によっていろんな経費がかかってますよね。

今回2桁の電話番号が、市内局番が2桁になるということで、今度またそういういろんなこう印刷物なりを変えていかなあかんと、経費かかりますよね。そういうことを、やはり町長も考えていただきたい、前も確か12月議会のときにも言ったと思うんです。確かにその時期的なものもあるかもわからんですけども、住所の変更をまた変えなくちゃいけないと、これどうなんですか、その住所の変更は解消することには先々なるわけでしょう。地域自治区というのがなくなった場合は、区制がなくなりますよね。そうなるたとえば海山区、紀伊長島区という区がなくなりますよね。その点についてどうなんですか、事実確認だけお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

この地域自治区の制度が止めようということになればですね、海山区、それから紀伊長島区という住所表示はしなくてもいいということになります。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

基本的に地域自治区ですよ。今、さきほども町長から説明、実績等をお伺いさせていただいたら、確かに皆さん頑張っていたいて、いろんな意見いただいて、それが施策として反映しているということで、今の電話番号もそうですし、水道料金いろいろ施策として成果を上げていると、経費的にも少々かかってますけども、それなりの効果は上がっているという

ことで、今理解させてもらったんです。

ただ、地域協議会自体が、悪いとかええとかという問題でなくてね、地域自治区というものがあるので地域協議会があると、地域協議会があることによって、その町名が区がつくということで、ただ地域自治区というのが合併のときに僕の知識の中では、合併のための経過措置というか、ずっとする自治区じゃなくてね、ある程度合併をしたがために、やはり各地区のまとめをしようじゃないかということでの措置だと、私は理解しておるんです。

だから、もうずっと永久に続く組織じゃないとは僕は理解しておるんですけども、その点については町長はどう理解されておりますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほども言うたように、合併特例法の中でこの地域自治区というのがあるんです。しかし、それはこの紀北町は採用するというので一致をいたしました。ですから、このことの存続についてはそういうご意見が出てですね、もちろん議会でもよく協議をしてですね、総意の中でこれは廃止していこうじゃないかということになれば、できないことはないんです。やれんことはない。しかし、現在、私の考えとしては、この地域自治区、地域協議会の存在というものは、大変立派な方々であって、いい意見を出していただいているのではないかなと思っております。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

私もさきほど言いましたように、地域協議会自体はいい、ちゃんとした組織だと思ってますよ。ただ、町長に今聞きたいのは、ずっとこの地域自治組織は永久的に続くものなのかどうかということ、今問うたわけなんです。だから町長がそのええとか悪いとかいうこと僕は問うたわけじゃなくて、この地域自治組織は永久的に続いていくべきものなのかどうかという、町長はどう考えてますかということをお伺いしたんです。再度お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

まず、その協議会の委員の皆様から存廃についてのご意見が出る、町民から出てくる、い

ろんなそういう動きがあったうえで協議したらいいと思ってますので、いつ私の考えで止めるとかということは思ってません。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

ちょっと噛み合っていないんですけども、止めるとか止めないとか、町長がするんじゃなくて、地域自治組織というのは、この紀北町にとっては永久的に続くものですかっていうことを、今問いかけているんです。だから、ええとか悪いとかじゃなくて、だから自治組織というのは、合併してずっともう何年も経ってきますね、それで永久的にこの地域自治区というのはずっと存続していくものかどうか、町長のお考えはどうなんですかということを知りたいんです。ええとか悪いとかではないですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

だから、それを存続していくということの町民やとか、委員の意見が出てきたときに、それが協議されて存続がどうかを決めればよいということです。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それは結構です。僕の言いたいのは、ちょっと違う方向で、町長がどう考えておるかということを知りたかった。町長は協議した結果、するかせんかを決める。だから存続するのを町長決めなさいよということ僕言うたわけじゃないですよ。それは前も言うておるように、協議会なり、ほかの議員なりで決めてもらうということで、12月にも言うていただいておりますんで、それは理解できるんですよ。

ただ、町長として地域自治区が、合併して、合併したあともずっとこの紀北町、合併された町にとってずっと続いていくものかどうか、どう理解しておるんですかということをお聞きしたかったんです。何回言うても多分同じような返答になってくるかわからんで、もう結構ですわ。もうこれわかってもうとる人だけわかってもうたら結構ですんで。

住所ですね、それでもう1つですけども、基本的に僕は地域協議会が存続がどうのこの、悪いもんだから早く解消しなさいよと言うておるわけではないんです。そこのとこだけ誤解

しないでほしいんです。実績は確かにあります。

ただ、僕の言いたいのは、住所が長くなっていると、区が付いていると、だからこれをどっかで解消するべきではないかという基本的な考え方に則って、今回も質問させていただいておるんです。それで変えるんならば電話番号なり、同じようなときに変えるべきじゃないかということで今回質問させていただいて、その僕の言わんとしておることだけは理解してほしいんです。よろしいですか。

それで、住所の変更を解消する気はあるんですか、次はこの問いにお願いします。住所の、それだけの答えをお願いしたいんです。住所の長い、区制なり長いのを解消する考えはありますか。この問いだけお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

住所のその変更はですね、協議会がなくなったときに変更できるんです。ですから、そういう変えてくれということが盛り上がってきてですね、住民の皆さんが多数になったときに、その協議をすればいいと思うんです。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

町長の言わんとすることはわかるんですけど、僕の言わんとすることもわかっていただきたいですわ。住所が長いのを解消する気はあるのか、解消するためにはこういう手続きというのわかっておるんですよ。ただ、僕の言いたかったのは長いのが短くなるのを、解消する気があるんですかということだけを聞いたかったんですけど、まあいいです。その気持ちだけわかってほしいんです。手続きを僕は聞いておるわけじゃないですよ。気持ちを聞いたかったもので、その点を僕は町長にお伺いしたということで。

結果的に、その解消する方策としては、多分僕の知識の中では、今町長言うたように解消したい、多分町長も僕らも皆そうだと思うんです。長いのが嫌だと、短くしたいという気持ちあると思うんです。ただ、その解消する方法が地域自治区を解消しなければできないんだらうなど、僕の知識の中ではそう思ってます。ただ、僕の知識ではそうなんですけども、ひょっとしたら地域自治区を解消せずに、住所の変更ができるんだったら教えていただきたいもので、その点についてお願いします。僕の知識の中で今のところそうなんですけども、ちよっ

とそれについてできるかどうかを、返答お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

最初も僕は言うたと思うんやけど、この住所表記の長いのはですね、地域自治区を解消したときに解消する、変更できるということです。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それでは、僕の言わんとすることを理解して答弁していただきたいということと、最後お伺いしたいんですけども、地域自治区、地域協議会を僕はあくまでも否定するもんじゃないんです。だから地域自治区を、例えばですよ解消して、地域協議会と同じような役目をする組織を例えば作るとする。作ることによって地域自治区が解消されるという方法論はないですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

あのね、それは議員のおっしゃる考え方わかります。しかし、地域自治組織の中で協議会も解消するんですね、自治区が解消すれば。だからその時点で解消する議論の中で、この協議会に代わる別な法律に拘束されない、そういうことはいるのかどうかという、もしいるんだったら残すということになっていくように思う。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

あのね、だったら町長、今言わんとしているように、地域協議会が必要なもんだったら、今、町長はさきほどこんなことしてって、必要なもんですということを言っておるわけでしょう。必要なもんだったら法律に則とろうが、則とらまいが、いるもんだからつくるべきじゃないんですか、そうでしょう。だから地域でする組織、地域自治区をできたことによって、地域協議会を必然的に作ったわけでしょう。作らなあかんのでしょう。必然的に作られたわけでしょ。

ところが今、作られたあとの地域協議会は有意義に機能しておるんでしょう。有意義に機能しておるんでしょう。今、町長が言われておるわけでしょう。そうすると例えば地域自治区が必要ないと判断した、なくなった場合、地域協議会は必要あるもんだと理解できるんだったら、同じような機能を発揮できる協議会が必然的にできるわけでしょう。今、さっき町長は言われた、わかります。

だから、地域協議会を同じような機能ができるもんは、必要だということだったら、必ず必然的にできるわけじゃないですか。地域自治区がなくなっても。僕が言いたいのは地域自治区というのが必然的に、地域自治区ができたことによって、必然的に地域協議会ができたと、そして地域協議会がきちっと機能していると、その場合、2年半経ってきちっと機能していると、例えば仮にこれが地域自治区というのが廃止されて、その必然的にできた地域協議会がなくなったとしても、地域協議会という形のものが今、機能しているんであれば、代わりに同じような機能の組織ができますよということを言うとな。できないかもわかりませんということ、今言うたもんで、僕はそういう理屈からいくとできるんじゃないですかって、そういうことでしょう、そういう理屈になってくるわけでしょう。

だから僕は地域協議会と同じような機能のものが、必然的に出てきますよということを言いたいということなんです。その点をちょっと理解してほしいんですよ。どうですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

私は言うたのは、これ法律に則ってやるものですから、それが結果として地域協議会は自治区をそれを認めることに協議会できるんですから、この自治区はもう要らんでもないかという議論の中で、協議会もそしたら要らんのかよという議論はされるだろうと、だからそれでなおかつ協議会が要るんだったら、もう少し様子見ようじゃないかという、結論が導き出されるのではないかということをおうておるんですね。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

あのね、ちょっと噛み合っていないんですけども、僕の言いたいのは、地域協議会という名前のものがなくなっても、地域協議会と同じような機能なり、意見なりする組織があったら別にいいんじゃないんですかということをおうておるんです。どうなんですか、同じことやる。

だから、結局、町長は地域協議会なくなっていくと、じゃ全部なくなっていくということを僕は言うておるのじゃなくて、地域協議会という名前の組織がなくなったとしても、今までの2年半と同じような機能を持った組織があっても、同じような結果が出るんじゃないですか、それともどうなんですかということをお願いしたいわけなんです。

議長

町長。

奥山始郎町長

その場合に、法律で決めたものではなくってしまいますよね。そのときにどうなるかという、そのグレードの評価がありますよね。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

あのね町長は、法律で決まったものしか守らへんのですか。そうじゃないですよ。法律で決まった組織でなくても、そこがちゃんとした組織であつたら、きちっとしたことでやればいいじゃないですか、そうでしょう。そうでしょう、別に法律に則ったものだから守らなあかんということじゃないでしょう。法律じゃなくってもしっかりとした有意義な組織やつたら、その組織の例えば進言なり、ノウハウなり、別に聞いてもいいじゃないですか、わかります。

そういうふうな気持ちの問題、だから僕の言いたいのは、地域自治組織を地域自治区を、例えば解消する方法はないんかということ、もうちょっと真剣になって考えてほしいと、だから一番最初に聞いたのが、住所の長いのはどうなんですかということ、まず今、町長に聞きましたよね。それは地域自治区があつたら駄目だよということと言われましたけど、僕は別の意味で、町長個人に長いのはどうなんですかということ、聞いたかったんですわ。

基本的には多分長いのが嫌だと思います。だから住所が長いのが嫌だったら、その元に戻す短いのにしようとする努力はされたんですかと、だから僕なりに考えておるのは、地域自治区がなかったら住所が短くなると、ただ、地域協議会の今まで機能しておった組織がなくなるのに対しては、これは不便だというなら、じゃ同じような機能を持った組織を作つたらどうなんですかということ、今まで通して僕は町長に言いたかったんです。それを順番立てて言うたわけなんです。それを言いたかったわけなんです。

だから僕は、当たり前のことを言うて、法律的に決まったことはどうのこうの、そういう

こと言っておるわけじゃないんです。ただ、やっぱりできることをどうやってやっていくかということを考えてやってくださいよと、だから僕は壇上で言うたのは、これだけの問題じゃないと、すべからくそうですよと、今回この電話番号のことで言うたんですけども、すべからく町長の施策について、こういう意味で言うておるんですよということを、まずお願いしますよというのは、壇上でその意味で僕は言うたつもりなんです。

だから、町長に対してお願いなのは、結局これはこう決まっておるんだから、こういうふうになっているんだよ、無理ですよということじゃなくて、じゃ何だかする方法はないのかということ、町長にもうちょっと真剣になって考えてほしいということのねらいもあって、今回これを言うたんです。その点をわかっていただきたいんです。その点について、町長答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

ですから、何回も言うようですけども、これが法律に基づいて協議会ができておるでしょう。だから歳費も出せるわけなんですよ。果してそうでなかった場合に、まあ私的な、私的と言うたらいかんけども、町の税金を使いながら、そういう協議会を持っていいのかどうかというところは、議論される必要あるんじゃないだろうか。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それじゃ最後にお願いします。それでは町長は、地域協議会はそういう議論が、そういう提言があったら議論しますよということ言われましたよね。それじゃ僕は今提言します。地域協議会について、何年まで存続するかとかいうことを議論を始めてください。提言します。

協議会の中なり、議会の中なりで議論をするということ言われていましたね、12月のときに。

奥山始郎町長

議会とは言いませんよ。

12番 平野隆久議員

いや12月の議会のときに。

奥山始郎町長

協議会の中でそういう賛否が出てきたら、協議するという事です。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

これちょっと12月議会の一般質問の議事録ちょっと参考にさせていただいておるんですけども、町長の答弁の中で、「したがいまして、地域自治区の設置期間については、今後の地域協議会の審議運営状況を見ながら、地域協議会や議会の皆様とよく協議をして決定してまいりたいと考えます」というふうに答弁されているんですけども、この中には議会という言葉も入っているんですけども、その点についてはどうですか。

今、地域協議会だけということでは言われたんですけど、この議事録にはこう載っておるんですけど。

議長

町長。

奥山始郎町長

重要な案件ですから、議会に諮るのが当然だと思います。

しかしながら、その協議については、協議会の委員の中から、まずこの協議会が必要かどうかという議論が出てきて、議論になるんじゃないかと思ってます。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

僕の言うておるのは、さきほどから言うたように、地域協議会自身が否定するものじゃないですよ。ただ、地域協議会の中で、じゃもう違う組織にしたらどうかとかいう話もしてもいいんじゃないかということで、お願いしたいということで、今回僕は提案させてもらいたいです。

だから地域協議会の中で、この議論をしてもらったら結構です。だから地域協議会というものがある程度、例えば任期が2年とありましたよね、だから今度、今2年半で任期が2年経ちましたね。そしたらあと1年半で4年の任期が終わりますよね。2年度。例えばその時期の前に、じゃ4年の任期終わった。じゃこの組織はこのまままた続けていくもんなのか、また別の組織にしたほうがええのかどうかという議論を、今から始めてほしいんです。その提言をしたいです。

だから、協議会の中から提言されな動かんよということじゃなくて、やはり僕が議員じゃなくても一市民としてもね、こういう声があるということを議論してほしいんです。議論した中で、じゃやっぱり協議会はこのままで進めるべきだよということで、まとめればまとまったで、それは1つの考え方やと思うんです。いや違うよと、この協議会がなくてもこういう形のものができたら、今までの実績とかそんなものもできるんだよという話ができるかもわからん。だからその議論をしていただきたいという提言をしたいんです。これ一般質問ですもんで、おかしな話ですけども、この流れのなかで、僕はその議論をしていただきたいと、そうじゃなかったら、このままずるずるべったりで行くような気がしますもんで、町長にそれをお願いしたいということなんですけど、その点について答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のご提案として受け止めておきます。よろしいですね。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

僕のね、今回ねこれだけなんですわ、質問は。だからね、その受け止めておきますじゃなくて議論したい、町長、町長に止めようとかと言っているわけではない。だから地域協議会の方に止めようというわけじゃないです。この議論を協議会の中でしてくださいというお願いをしておるんです。だから結論をこうしてください。ああしてくださいじゃないですよ。だから何遍も言うように、僕は地域協議会はちゃんと話し合いもされて実績も残しておると、それは認めてます。だからこの協議会は別の組織でできるんか、地域自治区というものをなくす方法ないかということで、僕はお願いしておるもんで、この議論を協議会の中でしてくださいとお願いしておるんですけども、それもできないんですか。

結論を出してくださいということじゃなくて、議論をしてくださいとお願いしておるんですけども、町長、お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

あのね平野議員、私が委員を選んでお願いしておるんです。そこに平野議員という方がこ

う言うて提案をしたもんで、これを協議してくれということ、今始まったばかりの任期なんですよ、新しく。それを言うたら私は失礼ではないかと思ひます。

そやからちょっと聞いておくと言うたんさ。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

あのね町長、じゃね失礼だから、じゃこれは止めておこうと、そんなことで町政やっておるんですか。じゃ失礼だから止めておこうじゃないかということ、全部やっておるんですか。それやったら何もできないですよ。だから何が町にとって大切かということ、まず頭に入れていただきたい。だから僕らでもその委員の方に選ばれたばっかの委員へ、こういう話をして僕らも失礼ですよ。だから委員の方々も僕に対してあいつは何を言うておるんだという考えの方もみえるかわからん。

みえるかわからんけども、町としてどうやってやったほうがええかいうことで、僕は今言うておるんです。だからその答弁が町長は相手に失礼だから、こんなこと言うたらなと言われたら、僕ら何にも言えへんじゃないですか、そうでしょう。僕ら今言うて皆そしたら僕は、あの平野隆久はなんや、あんなことばかり言うておるぞ、オラ今なつたばっかやのに、こんなこと言われてオラ立場ないわなと、言われて当然なんです。

そやけども議論してくださいと、だから止めてくださいということは言っていない。議論をしてくださいと、その提言をしたいということだけなんですわ。それを提言するのも失礼だから、そんなこと言えませんよ、町長そんな答弁されたら、僕ら何にも言えへんじゃないですか、そうじゃないですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

あのね平野議員さん、それはねあなたはそういうふうには正論かも知らん。しかし、その協議会の委員にお願いしますということをお願いしておる立場やったら、それはね行政といえどもね、そりゃあ、そういう判断というか感情出てきますよ。ですから、別の方法で私はあなたの意見を聞いておきますということ、言うておるんです。

決してね、それはね何と言うかな、行政だから感情抜きできちっとやれという意味もわかるけども、私の立場としてはそれじゃこれを議論してくださいよと、そこまでは考えはまと

まってないんです。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

あのね、僕何度も言うておるんですけども、止めよとかいうてはおらへん。議論してくださいとお願いするだけなんです。だけどこれを、例えばどんなことでもそうですよ。議論してくださいということが、何にも言えへんのやったら、一切僕らも行政も何にもかかわらへんのですよ。それを言うておるのですよ。だから議論してくださいということ、だからその議論するのが、言えへんよということやったら、僕は一般質問するなり、これからすることで何を言うていけばいいのですか、じゃ。何もお金のことばっか、何を言うていけばいいのですか。

今回のことでもそうですよ。僕はこう思うということで一般質問、だから町長どう思いますか、僕はこうなったほうがええと思いますよと、いろんな一般質問して、そのために僕は一般質問したん。だからこれを調べるのにも、ちゃんと調べもして、自分なりの意識持って発言しておるのですよ。だからそういうこともわかって、町長の気持ちだけ聞いておるわけじゃないです。再度お願いします。同じことばかり言って申し訳ないんですけど。

議長

町長。

奥山始郎町長

あなたのご意見を検討しますわ。検討いたします。それでいいでしょう。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

検討します。僕も長いことある程度議員させていただいて、一般質問何回かささせていただいて、いろいろ町長とも一般質問させてもらってます。検討しますという言葉最後にもらって、ほとんど実現したことないかな。だけど、僕は今回この一本に絞って、結果的にねどうなるかというのは、いろんな方が絡んでの話ですもんで、それはわかりません。

ただ、やっぱりそういうテーブルに乗せてほしいという気持ちで、今回これだけ絞ってお願いしておるわけなんですわ。だから検討するという町長の答弁じゃなくて、やはり協議にかけますよということを、一言お願いしたいというのが本音なんです。再度お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のこうしてください。はい、じゃそうしますというお答えをあなたは待っていらっしゃると思う、今の発言からいうと。だからそれを全部、はいそうですか、そうですかと言うたら、もうグチャグチャになってくるんです。ですから、検討させていただく、受け取って検討しますと言うておるんですから、ご理解ください。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

これねもう押し問答になってくるやんけど、僕の気持ち、同じことを何回も昨日のあれも出ましたもんで、気持ちをやっぱり気持ちをくんでほしいんですわ。結局は町民に不便にかかるようなことはできるだけ、何らか方法があるんじゃないかという方法論を、やっぱりいろいろなことを考えていただいて、今回のことでもそうやね、住所が長いというのが不便だったら、じゃこれを解消するためにどうしたらいいんだと、地域自治区というのを解消できないんかと、地域自治区があるもんで地域協議会があるよ、それを何とかなる方法はないんかと、すべからくほかの施策でもそうです。

何らかこういうことを、町民のためにこういうことになるためには、何らかいい方法はないんかということ、すべからくいろんな施策の中で考えてくださいよというのが、僕の今回の一般質問のお願いなんです。その点を十分理解して、今日お願いしたことに関しても、検討して善処していただきたいと思いますんで、以上で、私の一般質問を終わります。

議長

これで平野隆久君の質問を終わります。

議長

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会とし、中津畑正量君ほか6名の質問者については、明日の日程といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とし、中津畑正量君ほか6名については、明日の日程といたします。

それでは本日はこれで延会といたします。どうもご苦労さんでございました。

(午後 4時 40分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 9月 10日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 島本昌幸